別海町子ども・子育て支援事業計画
＜第２期＞

子どもの健やかな育ちを守る
笑顔で支え合う子育ての町

令和２年度　～　令和６年度

令和２年３月
別　海　町

＜ 目 次 ＞

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の位置づけ……2
３　計画期間……3
４　計画の策定体制……3
第２章　別海町の子ども・子育てを取り巻く環境……4
１　人口・世帯・人口動態等……4
２　教育・保育施設の状況……8
３　ニーズ調査の結果概要……9
第３章　基本的な考え方……16
１　目的と視点……16
２　基本理念……17
３　施策体系……18
第４章　教育・保育の提供……21
１　教育・保育の提供区域の設定……21
２　量の見込み算出……23
３　量の見込みと提供体制の確保……24
４　教育・保育の質の向上……30
５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施……31
第５章　地域子ども・子育て支援事業について……33
１　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策……33
２　地域子ども・子育て支援事業の質の向上……46
第６章　次世代育成支援行動計画の継続について……51
１　目的……51
２　重点的取り組み・社会的な支援が必要な家庭への取り組みについて……51
３　施策の取り組み状況……52
【目標１】　地域における子育て支援とワーク・ライフ・バランスの推進……52
【目標２】　保護者ならびに子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備……56
【目標３】　社会的な支援が必要な家庭への取り組み……58
【目標４】　子育ての生活環境の整備……62
第７章　計画の推進体制……64
１　関係機関等との連携……64
２　進行管理……64
資料編……65
計画策定組織について……65
用語集……66

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化し、社会全体で子ども･子育てを支援することが重要となる中、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

本町においても、平成 26 年度までを計画期間とした「別海町次世代育成支援行動計画」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

また、平成 24 年８月には「子ども・子育て関連３法」が制定され、平成 27 年度から「子ども・子育て支援」新制度が施行されました。本町でもこの新制度に基づき、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として平成 27 年３月に「別海町子ども・子育て支援事業計画（以下「第１期計画」という。）」を策定しました。

第１期計画策定後は、「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、「子育て安心プラン」（平成 29 年）が発表され、待機児童の解消、女性の就業率の向上（M 字カーブの解消）、保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保、保護者への寄り添う支援の促進といった方向性が打ち出されています。また、令和元年 10 月から、３～５歳までの全ての子ども及び０～２歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化になりました。

第２期計画では、こうした国の少子化対策の変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められています。子ども自身が地域の中で心身ともに健やかに成長できる社会を目指し、行政や民間事業者も含めた社会全体が子ども及び子育て世帯を支援できる体制づくりを図ります。

2　計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づき、本町の子どもと子育て家庭を対象として、今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て、親としての成長を支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡充と質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、一体的に推進する「次世代育成支援行動計画」における取り組みである、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、上位計画や関連計画と整合性を図り定めています。

◇子どもの対象範囲について

0歳	0 歳	**1歳**	1 ～５歳	**6歳**	6 ～11 歳	**12歳**	12～17 歳	**18歳**
	乳児期		幼児期		学童期		青年前・中期	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢 0～11 歳）								
次世代育成支援対策推進法								

◇上位計画

第７次別海町総合計画

整合

第２期　別海町
子ども･子育て支援事業計画

◇根拠法令

子ども･子育て関連３法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

整合

◇関連計画

次世代育成支援行動計画（後期行動計画）
その他　第１期障がい児福祉計画等各種計画、放課後子ども総合プラン　など

子ども・子育て支援法に基づく基本指針　第三・６

3　計画期間

本計画は、法の施行の日から５年を１期として作成し、令和２年度～令和６年度までを計画期間とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
別海町子ども・子育て支援事業計画〔第１期〕					別海町子ども・子育て支援事業計画〔第２期〕					
		中間見直し		第2期計画策定			中間見直し		第3期計画策定	

4　計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に基づき「別海町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項について意見をいただきました。

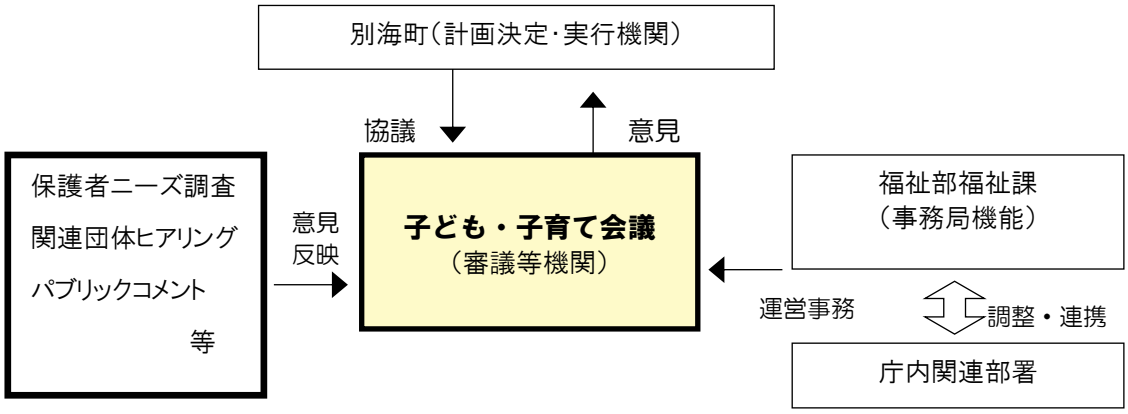

（２）ニーズ調査の実施

次の２点を把握するため、次項のとおりニーズ調査を実施しました。

①就学前児童保護者・小学生保護者と、妊婦の子育てに関する意識・意見を把握すること。

②子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

第２章　別海町の子ども・子育てを取り巻く環境

１　人口・世帯・人口動態等

（１）人口の推移

○総人口は減少傾向となっており、10 年間で 1,199 人減少しています。

○年少人口が平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で 311 人減少し、全体に占める割合は 0.8 ポイント減少しています。一方、老年人口は 605 人増加し、全体に占める割合は 5.4 ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

◇町内総人口･年齢３区分人口

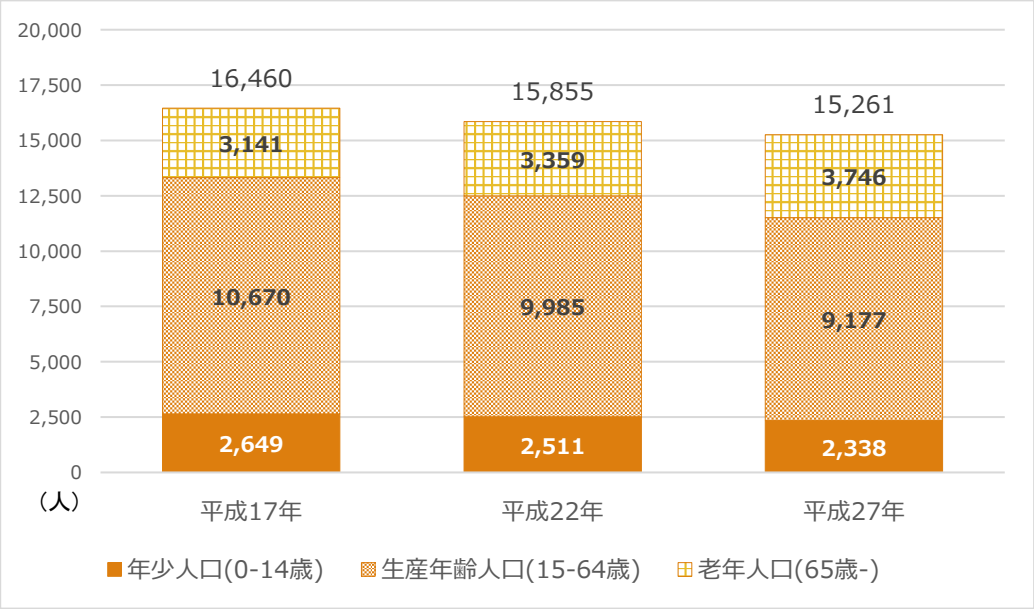

（国勢調査）

◇年齢３区分の比率

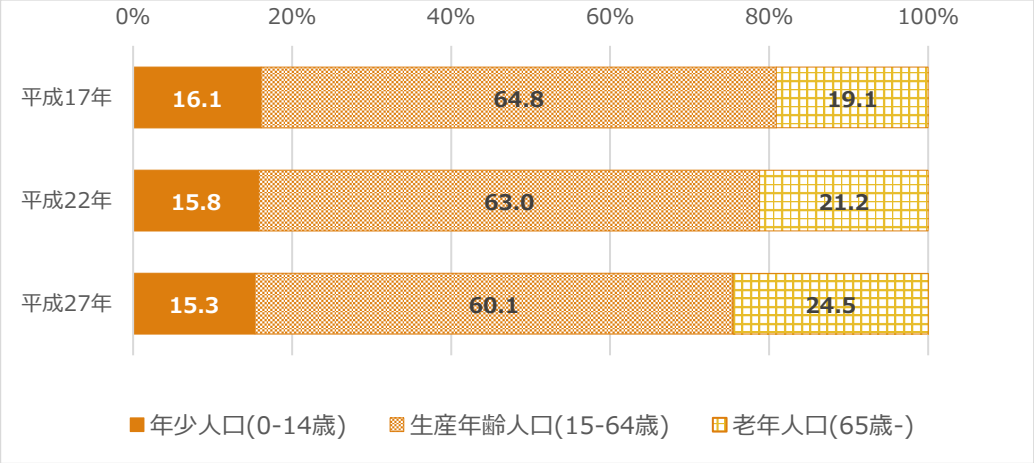

（国勢調査）

（２）自然動態・社会動態

〇自然動態(出生－死亡)は増減を繰り返していますが、全体的に減少傾向となっています。

〇社会動態（転入―転出）は、平均して年 110 人程度の減少傾向となっています。

◇出生･死亡数と転入･転出数

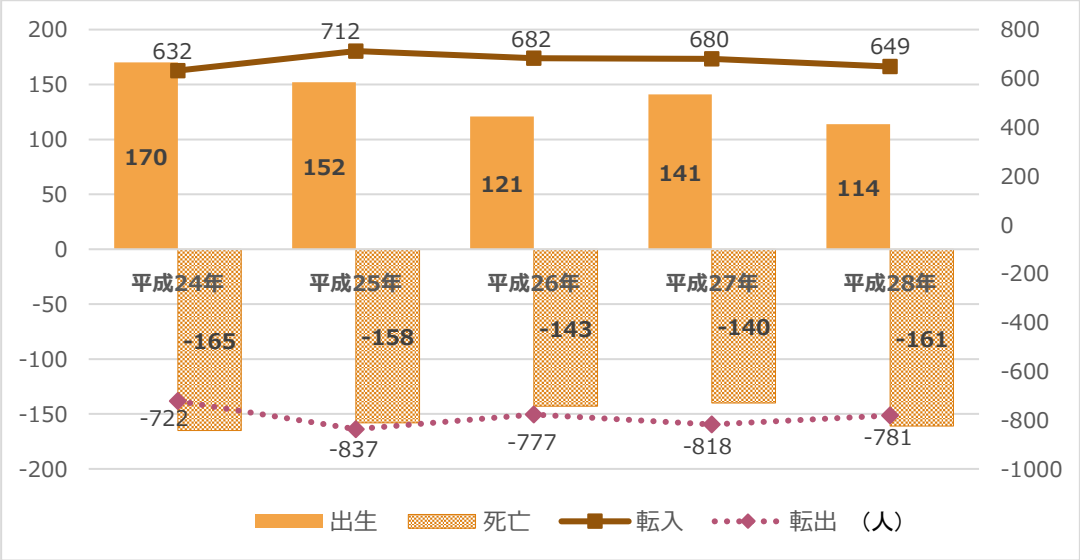

（福祉部町民課調べ）

（３）世帯の状況

〇世帯数は、平成 17 年から 10 年間で約 200 世帯増加しています。

〇1 世帯あたり人員は、減少しており核家族化が進展しています。

〇核家族世帯のうち、平成 27 年は、「夫婦のみ」43.6%、「夫婦と子」42.5%となっており、平成 22 年と比率が逆転しています。またひとり親の割合も増加しています。

◇世帯数及び 1 世帯あたり人員の推移

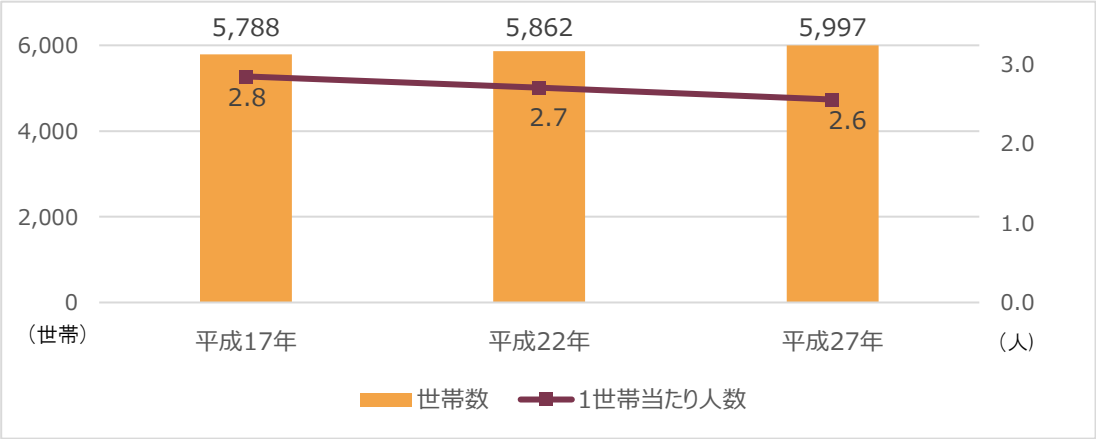

（国勢調査）

◇核家族世帯の構成比

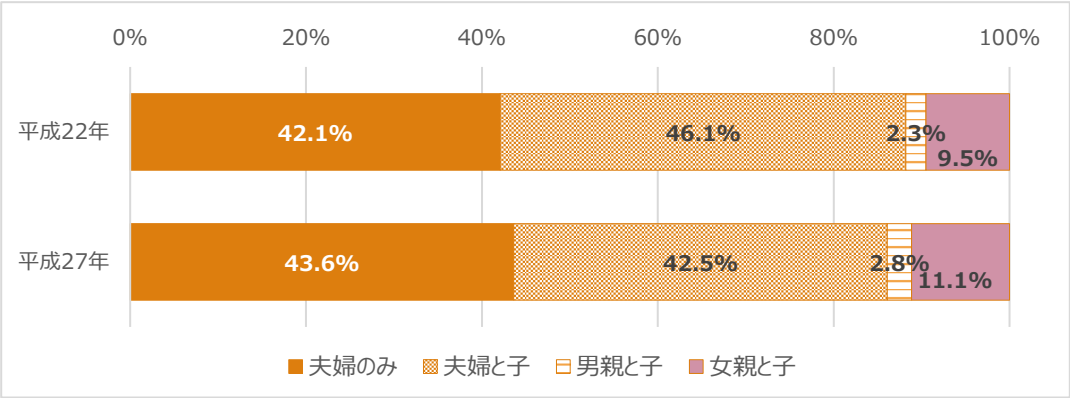

（国勢調査）

（４）出生の状況

〇出生数は、平成 27 年から平成 31 年まで年ごとに増減がありますが、概ね横ばいで推移しています。

〇女性（15～49 歳）人口は、30 代以下は減少、40 代は横ばい傾向で推移しています。

〇合計特殊出生率に関しては、全国平均よりも高い数値で、推移しています。

◇出生数と女性（15～49 歳）人口の推移

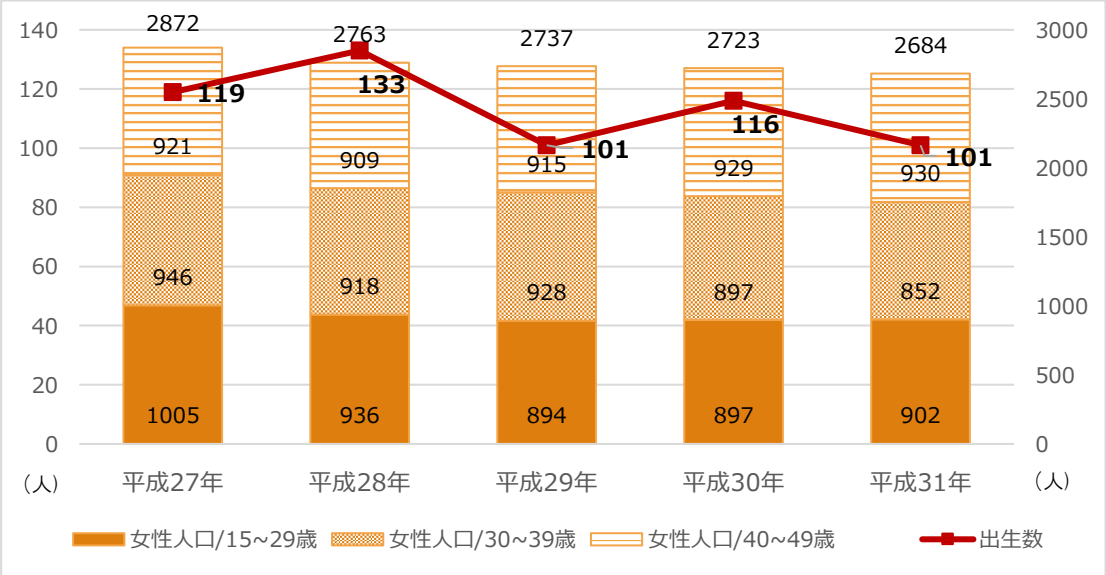

（住民基本台帳）

◇合計特殊出生率の推移

	別海町	北海道	全国
平成 5-9 年	1. 86	1. 33	1. 44
平成 10-14 年	1. 82	1. 24	1. 35
平成 15-19 年	1. 85	1. 19	1. 31
平成 20-24 年	1. 86	1. 25	1. 38

（人口動態統計特殊報告）

（５）婚姻・離婚の状況

〇婚姻件数は、年ごとに増減はありますが、年間 60 件程度で推移しています。

〇離婚件数は、年ごとに増減はありますが、年間 30 件程度で推移しています。

◇婚姻件数と離婚件数の推移

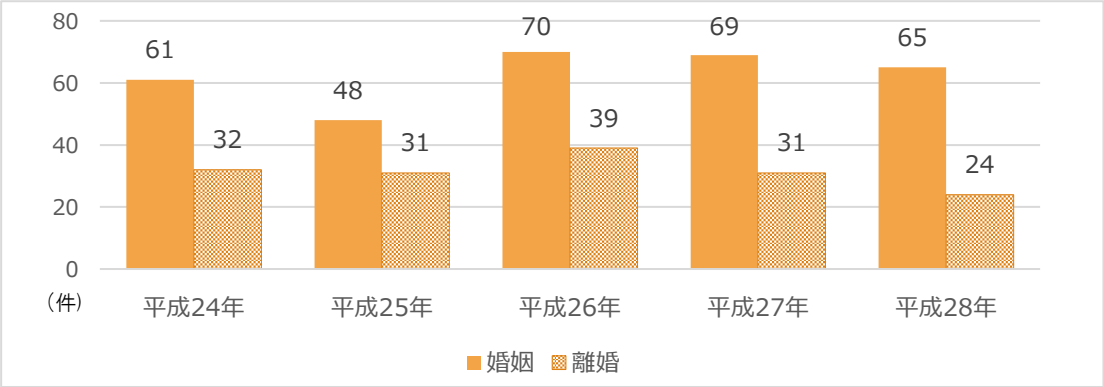

（福祉部町民課調べ）

（６）女性の就労状況

〇平成 27 年の国勢調査によると、本町の女性就業率は北海道値よりも高い水準となっており、緩やかな「M字カーブ※」を描いているため、出産・育児期の落ち込みは比較的低いと言えます。平成 22 年と比較すると、ほとんどの年代において就業率が上昇しています。

※「M字カーブ」とは、20～30 歳代の出産･育児期に就業率が落ち込み、その後再上昇する傾向

◇女性就業率の推移

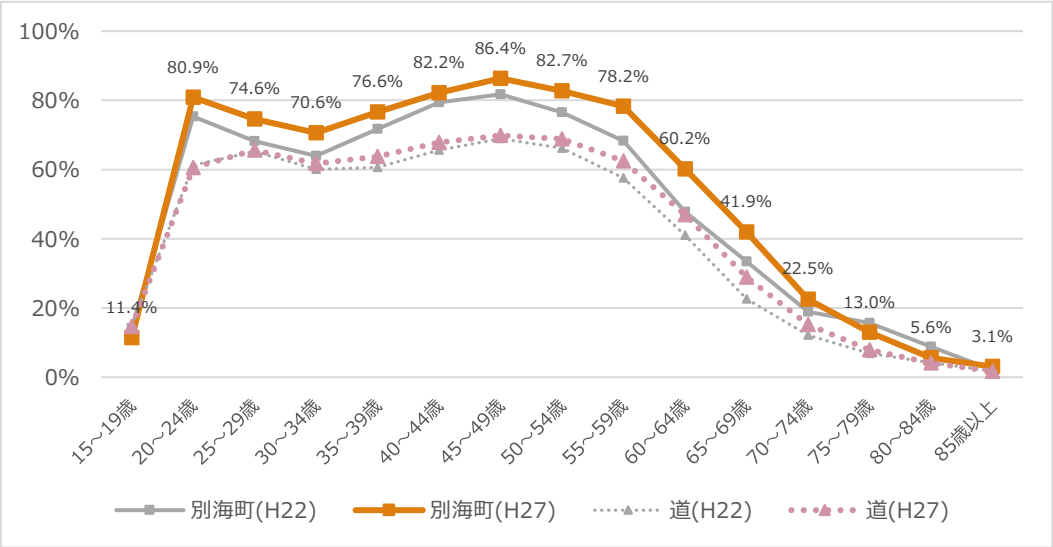

（国勢調査）

2　教育・保育施設の状況

〇教育・保育事業の利用児童数は平成 27 年以降、年によって増減のばらつきはあるものの、やや減少傾向となっています。一方、町内 0-5 歳人口から利用率を算出すると、微増傾向となっており、平成 27 年の 58.1%から平成 31 年の 61.1%と、3.0 ポイントの利用率増となっています。

◇教育･保育事業の利用状況

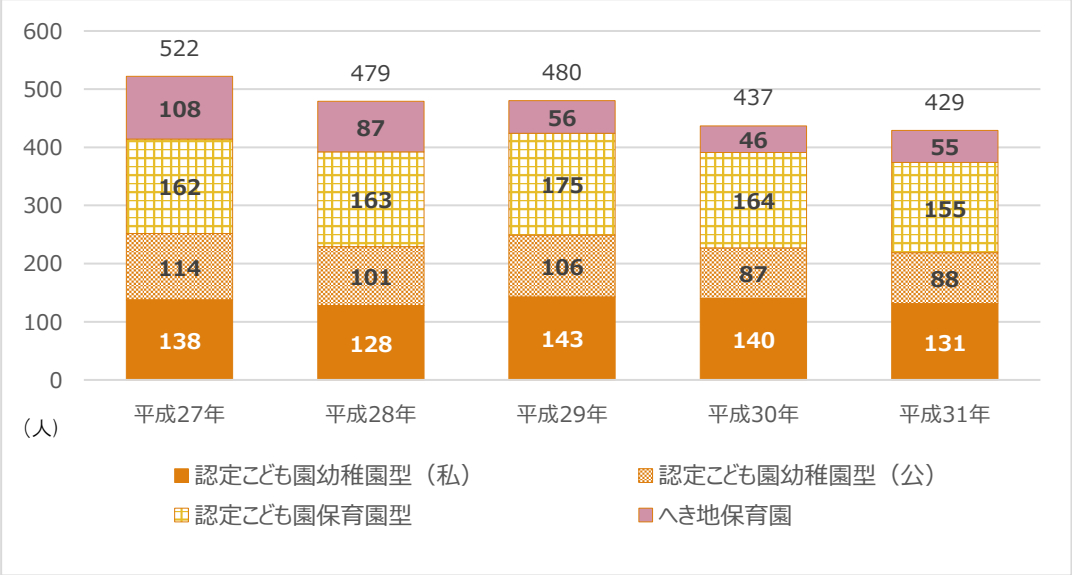

◇年齢別の利用状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳児	8	7	4	5	8
1 歳児	20	17	31	17	26
2 歳児	26	32	32	43	23
3 歳児	137	123	139	108	126
4 歳児	154	146	123	137	108
5 歳児	177	154	151	127	138
合計	522	479	480	437	429
町内 0-5 歳人口	898	829	781	730	702
利用率	58. 1%	57. 8%	61. 5%	59. 9%	61. 1%

3　ニーズ調査の結果概要

〇令和元年５月に３種のニーズ調査を実施しました。それぞれの対象者と回収率は以下のとおりです。

調査対象	調査数	調査方法	有効回収※票数と有効回収率
就学前児童世帯(保護者)	531 人	直接配布 郵送配布･回収	356(67.0%)
小学生世帯(保護者)	659 人	直接配布･回収	428(64.9%)
妊婦	28 人	直接配布･回収	12(42.9%)

※有効回収とは、集計対象にできた回収分のこと。
※グラフや表における「ｎ」は、集計対象者数を表すもの。
※設問のなかには前問に答えた人のみが答える「限定設問」があります。

（１）保護者の就労状況（就学前児童保護者対象／母親 n=356、父親 n=422）

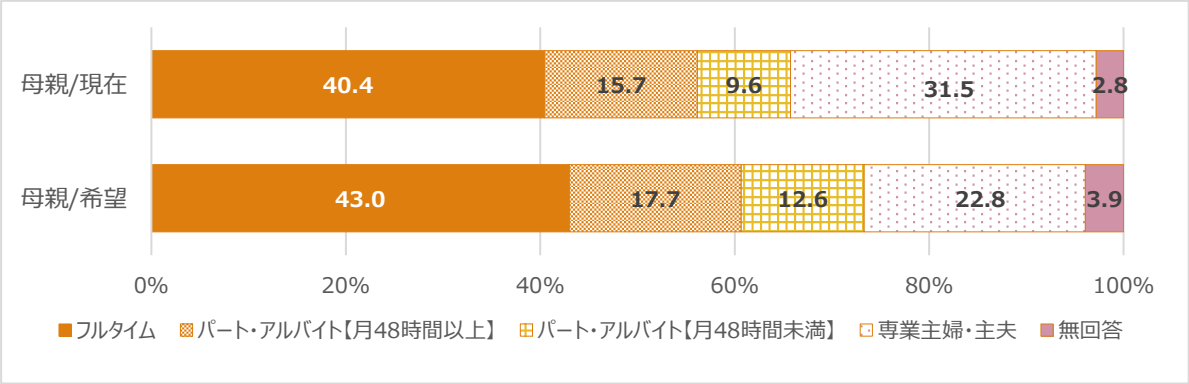

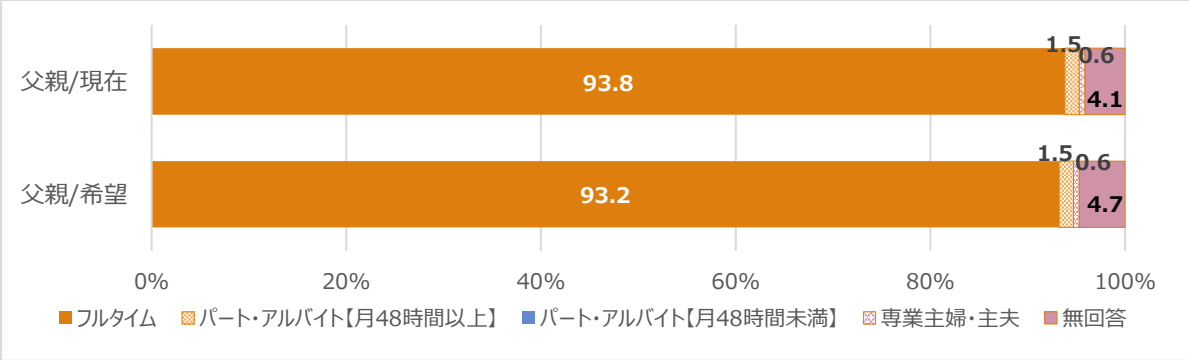

就学前児童保護者の就労状況について、母親（現在）は産休・育休・介護休業中の保護者も含めると「フルタイム」が 40.4%ともっとも多く、ついで「専業主婦」が 31.5%となっています。一方、一年後の就労希望をみると、フルタイムやパート・アルバイト等いずれも現在よりも希望が多く、「専業主婦」は 22.8%と 8.7 ポイント下がっています。

また、父親は「フルタイムで就労している」が 93.8%ともっとも多くなっており、一年後の就労希望も現在とほぼ同様の割合になっています。

（２）教育・保育事業の利用について（就学前児童保護者対象）

◇平日の定期的な教育･保育事業の利用状況

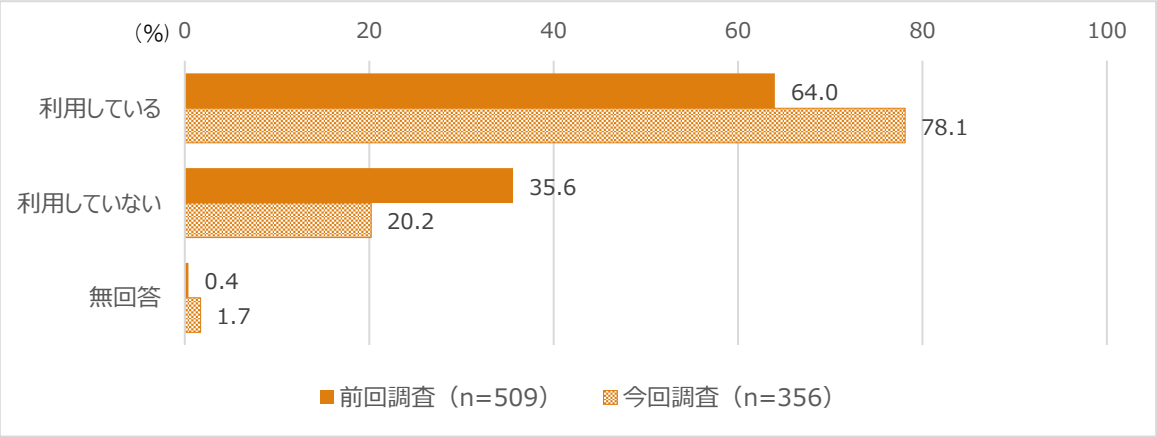

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が 78.1%となっています。前回調査（平成 25 年）と比較すると、利用率が増加しています。

◇今後、利用したい平日の定期的な教育･保育事業（複数回答可）

		認定こども園（保育園）	認定こども園（幼稚園）	地域型保育（小規模保育など）	その他の認可外保育施設・へき地保育園	ファミリー・サポート・センター	無回答
現在事業を利用している	278（人）	155	173	39	48	20	34
	100（%）	43.5	48.6	11	13.5	5.6	9.6
現在事業を利用していない	72（人）	34	41	7	7	5	8
	100（%）	47.2	56.9	9.7	9.7	6.9	11.1

今後、利用したい平日の定期的な教育・保育事業について、現在事業を利用している保護者・現在事業を利用していない保護者のいずれも「認定こども園（幼稚園）」が最も多く、ついで「認定こども園（保育園）」が多くなっています。

（３）子どもが病気やケガのときの対応について（就学前児童保護者対象）

◇子どもが病気やケガで幼稚園などを利用できなかった経験

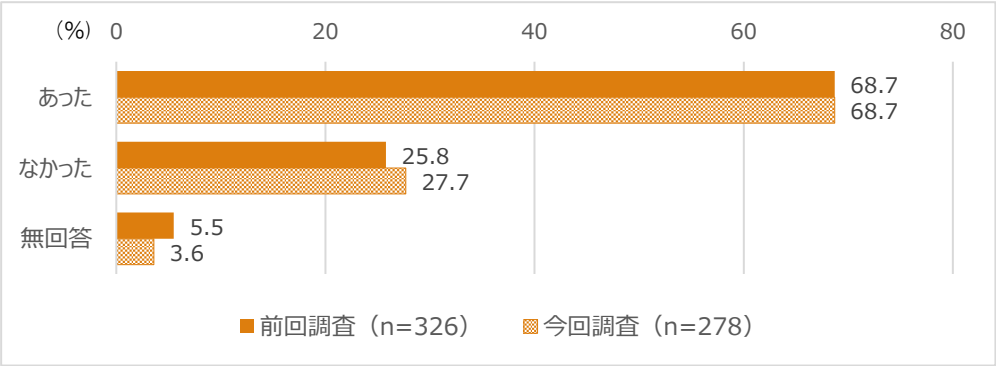

◇子どもが病気やケガで幼稚園などを利用できなかったときの対処方法（複数回答可）

	人数	%
母親が休んだ	148	77.5
父親が休んだ	43	22.5
祖父母、親族（同居者を含む）が子どもをみた	76	39.8
就労していない保護者が子どもをみた	33	17.3
病児・病後児の保育を利用した	0	0.0
ベビーシッターを利用した	0	0.0
ファミリー・サポート・センターを利用した	1	0.5
仕方なく子どもだけで留守番させた	6	3.1
その他	7	3.7
無回答	1	0.5
全体	191	

子どもが病気やケガで幼稚園などを利用できなかった経験について、「あった」が 68.7%となっています。前回調査（平成 25 年）とほぼ同様の結果となっていました。

また、そのときの対処方法は「母親が休んだ」が最も多く、77.5%となっていました。

◇病児・病後児保育の利用意向

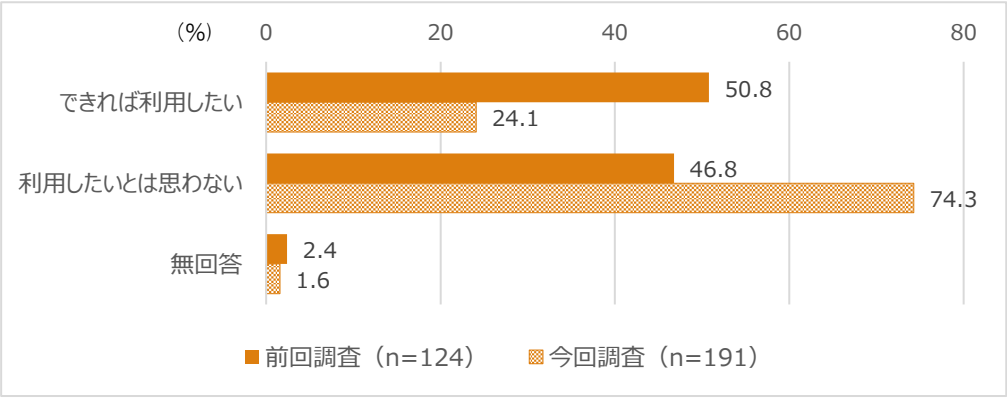

病児・病後児保育の利用意向について、「できれば利用したい」は 24.1%となっています。前回調査（平成 25 年）と比較すると、利用意向は大きく減少しています。

（４）一時預かり事業の利用意向について（就学前児童保護者対象）

◇私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業（複数回答可）

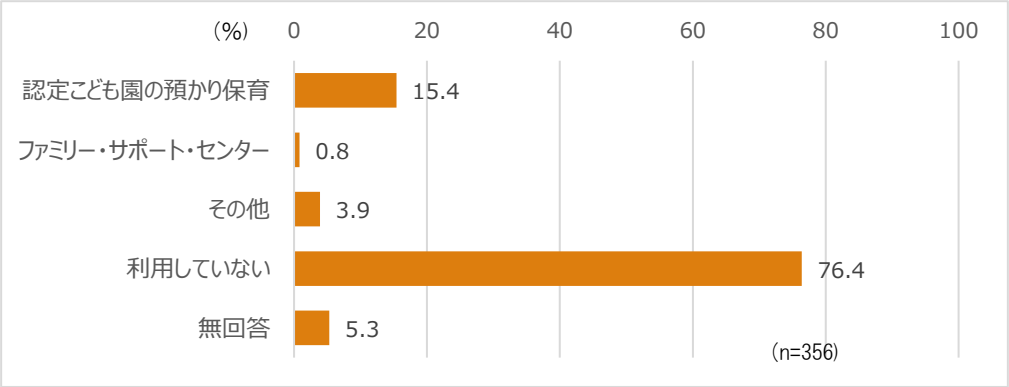

私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業について、「利用していない」は 76.4%となっています。

◇今後の不定期な事業の利用意向と目的（複数回答可）

	人数	%
利用したい/私用(買い物、習い事等)、リフレッシュ目的	129	36.2
利用したい/冠婚葬祭、子どもや親の通院	115	32.3
利用したい/不定期の就労	64	18.0
利用したい/その他	15	4.2
利用の必要（希望）はない	155	43.5
無回答	9	2.5
全体	356	100.0

今後の意向と目的について、「利用する予定はない」が 43.5%、「利用したい/私用(買い物、習い事等)、リフレッシュ目的」が 36.2%となっています。

（５）小学校就学後の放課後の過ごし方（小学生保護者対象）

◇子どもはどのように放課後を過ごしているか（複数回答可）

	人数	%
家でひとりで過ごす	74	17.3
家できょうだいと過ごす	146	34.1
家で大人（親・祖父母等）と過ごす	180	42.1
児童クラブ・児童館・図書館などで過ごす	72	16.8
各種習い事（塾・ピアノなど）	71	16.6
少年団活動	150	35.0
その他	35	8.2
無回答	1	0.2
全体	428	

◇放課後（平日の授業終了後）の、預かりサービスの利用状況

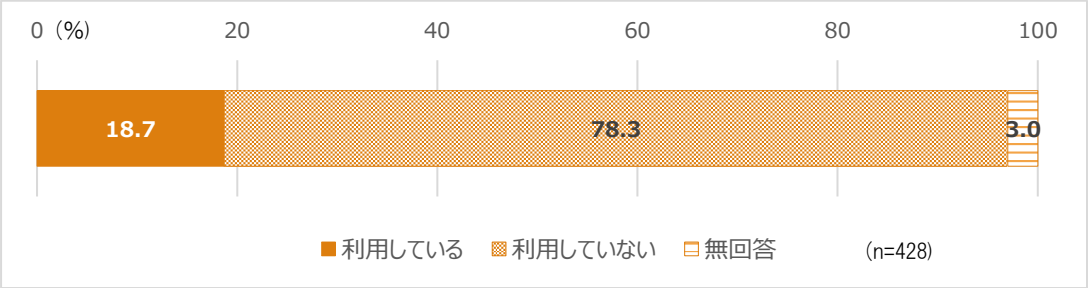

放課後の過ごし方について、「家で大人（親・祖父母等）と過ごす」が 42.1%と最も高く、ついで「少年団活動」が 35.0%となっています。

◇親の就労等に関わらず、すべての子どもが利用できる居場所（放課後子ども教室※など）の利用意向

	人数	%
利用したい	115	26.9
内容次第では利用したい	249	58.2
利用したいと思わない（必要がない）	62	14.5
無回答	2	0.5
全体	428	100.0

※放課後子ども教室

小学校の教室、図書室等を活用し、放課後や週末、夏休み等の長期休暇中の子どもの活動場所を確保する事業。放課後児童クラブとは異なり、保護者の就労等を条件とせず、誰でも利用できる。

子どもの居場所について、「利用したい」と「内容次第では利用したい」の合計が 85.1%と、利用意向が高くなっていました。

（６）子育ての実態について

◇子育ての不安や悩み（就学前児童保護者･小学生保護者共通）

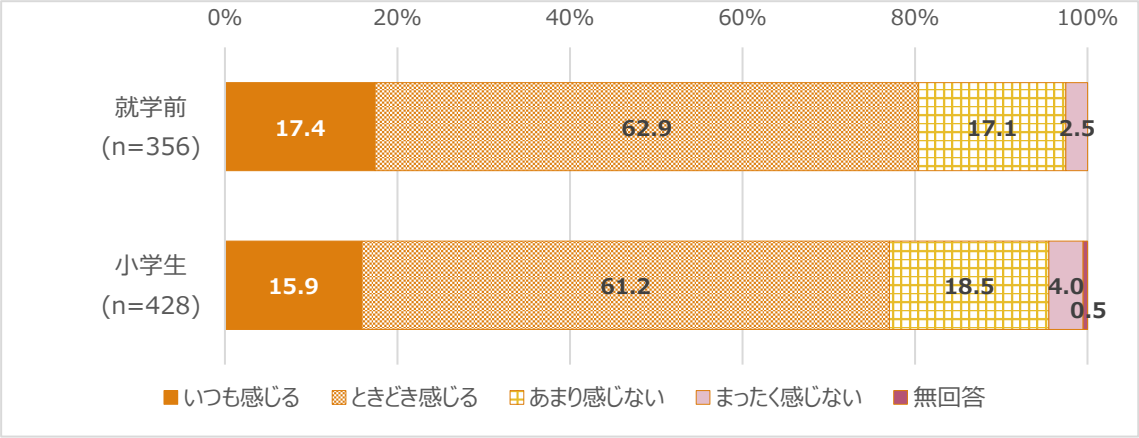

子育てに不安や悩みを感じるかについて、就学前児童保護者・小学生保護者いずれも「ときどき感じる」が最も多く、約６割となっていました。

◇子育ての不安や悩みの内容（就学前児童保護者対象）（複数回答可）

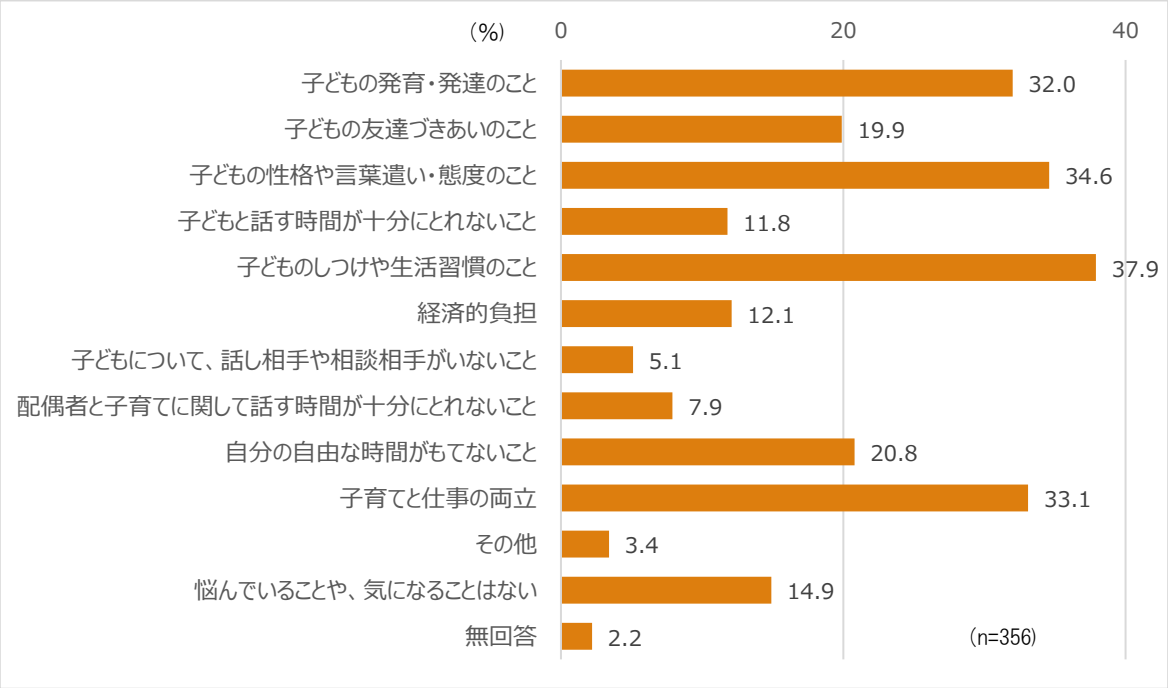

子育ての不安や悩みの内容について、最も多い回答が「子どものしつけや生活習慣のこと」で 37.9%、ついで多い回答が「子どもの性格や言葉遣い・態度のこと」で 34.6%となっていました。

（７）ニーズ調査結果からみられる町の傾向

①女性の就業率に関すること

- 今回の調査では、就学前児童保護者の 73.3%が就労しており（産休・育休等を含む）、小学生保護者では 79.4%となっていました。
- 総務省「労働力調査」の平成 29 年度の結果によれば、ニーズ調査の対象保護者とほぼ同年代であると考えられる 25 歳～44 歳の女性の就業率は 75.0%となっており、全国値よりもやや高い水準であるといえます。
- 今回の調査では、就学前児童保護者の 4.5%であったひとり親世帯の割合が、小学生保護者では 12.6%となっていることから、子どもが小学生にあがってからひとり親になっている可能性があります。

⇒本町は、就学前児童保護者の就業率も７割以上となっており、子育てと仕事を両立している保護者が多いといえます。一方で、子どもが小学生になるとひとり親世帯の割合も増加することから、児童クラブ等子どもの居場所のあり方については適切に検討する必要があると考えられます。

②保育ニーズに関すること

- 就学前児童保護者において、現在どこにも預けていない方が今後どの預け先を希望するかについて 56.9%が認定こども園（幼稚園利用）を希望するという潜在ニーズがみられました。

⇒現在施設を利用していない世帯の９割は子どもが 0～2 歳、また利用していない理由としては、「家族・親族でみられるから」が多く、切迫したニーズのギャップではないと考えられます。一方、「地区に施設がない」と回答した保護者が 4.2%となっており、広い町域の中で、どのように需給ギャップに対応していくか検討する必要があると考えられます。
また、自由意見で「農家（酪農）が多いのでその働き方に合ったサービスがほしい」という意見があり、季節や時間帯等、柔軟に対応できる支援へのニーズもみられます。

③放課後の居場所に関すること

- 小学生保護者において、親の就労等を問わない放課後の居場所についての利用意向がある保護者は 26.9%となっていました。
- 子どもの居場所の必要性について、「学校生活以外での子ども同士のふれあいは重要」「就労等のため放課後の安全な居場所がほしい」という保護者が５割以上となっていました。

⇒自由回答で「市街地と郊外の差」「市街地の施設等は遠い」等、不便を感じているという意見があり、現在の預かりサービスと、今後どのような居場所づくりを整備していくかにおいて、アクセスや送迎という課題をどう検討していくかが重要であると考えられます。

第３章　基本的な考え方

１　目的と視点

別海町の子ども・子育て支援事業は、

〇子どもの育ちを支える

〇すべての子育て家庭を支える

〇地域全体で応援する

という視点から、

●子どもが健やかに育つ町

●笑顔があふれる町

●支えあう子育ての町

という基本目標を掲げ、子育てをする家庭を地域全体で支える町づくりを目的とします。

（１）子どもの健やかな育ち

障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、全ての子どもを心身共に健やかに育むために、子どもと子育て家庭を支援します。

（２）笑顔があふれる町

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手を育成する基礎となります。子どもを育てる、子育てを支援することを通じて、笑顔あふれる、豊かさを実感する町づくりを推進します。

（３）支えあう子育ての町

「次世代育成支援行動計画」においては、「子どもの成長を支援する」、「子育てに取り組む家庭を支援する」、「子育てを地域社会全体で支援する」という視点から、子育て支援に取り組んできました。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、地域子ども・子育て支援事業での支援とあわせて、地域全体で課題に取り組み、お互いが支え合うことで、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

2　基本理念

本町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

子どもの健やかな育ちを守る　笑顔で支え合う子育ての町

1. 家庭や地域と協力・連携し、子どもが安心して育まれ、子育てしやすい環境づくりを進めます。

2. 子どもの幸せと健康を基本に、社会の一員として自覚を持ち、自分の夢や希望に向かって生きる子どもの育成を目指します。

3. 人と人とのふれあいを大切にし、地域で子育て支援と子どもの健やかな育ちの実現に取り組みます。

これまでの別海町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本的な視点として取り組んできました。

こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

このことから、第１期計画では、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育ち・子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを進めてきました。

第２期計画においても、本町独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

3　施策体系

子ども・子育て支援の施策について、別海町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）を踏まえて、次のとおり設定します。

理念

子どもの健やかな育ちを守る　笑顔で支え合う子育ての町

【子ども・子育て支援事業計画】

基本的視点	基本目標	基本施策
子どもの育ちを支える **すべての子育て家庭を支える** **地域全体で応援する**	・子どもが健やかに育つ町 ・笑顔があふれる町 ・支えあう子育ての町	(1)子ども・子育て支援給付 (2)地域子ども・子育て支援事業

【次世代育成支援行動計画】

基本的視点	基本目標		基本施策
子どもの成長を支援する	目標1	地域における子育て支援とワーク・ライフ・バランスの推進	(1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)保育サービスの充実 (3)子育て支援のネットワークづくり (4)児童の健全育成 (5)ワーク・ライフ・バランスの推進
子育てに取り組む家庭を支援する	目標2	保護者ならびに子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	(1)子どもや母親の健康の確保 (2)食育の推進 (3)子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実 (4)小児医療の充実
	目標3	【重点的取り組み】社会的な支援が必要な家庭への取り組み	(1)児童虐待防止対策の充実【重点項目1】 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進【重点項目2】 (3)障がい児施策の充実【重点項目3】 (4)子どもの未来を応援する取り組みの推進
子育てを地域社会全体で支援する	目標4	子育ての生活環境の整備	(1)良質な生活環境の確保 (2)安心・安全な道路交通環境の整備 (3)子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子ども・子育て支援事業計画

第４章　教育・保育の提供

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに分かれます。

「子ども・子育て支援給付」については、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。また、「地域子ども・子育て支援事業」については、国の基本指針に基づき市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業となります。

１．子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所・保育園等

地域型保育給付

- 小規模保育
  （定員は６人以上19人以下）
- 家庭的保育
  （保育者の居宅等において保育を行う。定員は５人以下）
- 居宅訪問型保育
  （子どもの居宅等において保育を行う）
- 事業所内保育
  （事業所内の施設等において保育を行う）

２．地域子ども・子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業
② 延長保育事業（時間外保育事業）
③ 一時預かり事業
④ ファミリー・サポート・センター事業
⑤ 子育て短期支援事業
⑥ 病児保育事業
⑦ 放課後児童健全育成事業
⑧ 利用者支援に関する事業
⑨ 妊婦健診事業
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業
（こんにちは赤ちゃん事業）
⑪ 養育支援訪問事業
⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

１　教育・保育の提供区域の設定

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

区域の設定に当たっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、及び幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

本町では、教育・保育提供区域は、全体としては町内全域として設定しますが、今後もより細かな地区毎のニーズ把握に努め、必要に応じた供給・確保方策について調整を図ります。

（１）特定教育・保育等の提供区域

事業区分	考え方
１号認定（３～５歳）	教育・保育の区域設定については別海町全域とする。
２号認定（３～５歳）	
３号認定（０歳）	
３号認定（１～２歳）	

（２）地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業	考え方
地域子育て支援拠点事業 地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
延長保育事業（時間外保育事業） 通常の保育時間を超えた保育（延長保育）、休日保育を実施する事業	通常利用する施設等での利用が想定されるため、別海町内全域とする。
一時預かり事業 保育園その他の場所において、一時的に乳幼児を預かる事業	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
ファミリー・サポート・センター事業 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者が、さまざまな理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	
病児・病後児保育事業 病気や病気の回復期にある場合に病院・保育園の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	
放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	町内全域で設定するが、地域単位でのニーズ把握に努める。
利用者支援に関する事業 身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての相談・助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う事業	教育・保育施設の活動の一環であるため、別海町内全域とする。
妊婦健診事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	現状どおり、別海町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業 生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、別海町内全域とする。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 関係機関が連携し、児童の虐待未然防止に取り組む事業	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育の機会均等を図ることから、別海町内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	民間事業者の参入の促進を図ることから、別海町内全域とする。

※いずれも地区によるニーズと、供給・確保方策について調整を図ります。

2　量の見込み算出

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望と人口推計を踏まえて、認定区分ごとに量の見込みを定めています。

量の見込みにあたって、将来の子ども人口（年齢別、0 歳～11 歳）を推計し、利用ニーズ量（事業量）の見込みにかけ合わせる手法により算出しています。

【区域区分】

1～3 号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき子どもの保育の必要性を審査し区分認定を行い、その区分に応じて施設型給付（※1）や地域型保育給付（※2）を行う仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1 号認定	3～5 歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	幼稚園、認定こども園 （幼稚園機能）に該当
2 号認定	3～5 歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育園、認定こども園 （保育園機能）に該当
3 号認定	0 歳、 1～2 歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育園、認定こども園（保育園利用）、 地域型保育に該当

※1　施設型給付：幼稚園・保育園・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

※2　地域型保育給付：小規模保育や家庭的保育等の（地域型保育事業）への給付。

【人口推計】

計画期間（令和２年～令和６年）における子ども人口推計を行いました。この推計結果によると、別海町の0～11 歳の子ども人口の見通しとして、令和２年には 1,570 人（就学前児童 664 人、小学生 906 人）だったものが、令和６年には 1,304 人（就学前児童 606 人／令和２年から 8.7%減少、小学生 698 人／令和２年から 23.0%減少）と、減少することが見込まれます。

		令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
就学前児童	0 歳児	110	108	104	102	100
	1 歳児	102	111	109	105	103
	2 歳児	112	99	108	106	102
	3 歳児	100	109	96	105	103
	4 歳児	130	98	107	94	104
	5 歳児	110	130	98	107	94
	0-5 歳児合計	664	655	622	619	606
小学生	6 歳児	141	110	130	98	107
	7 歳児	126	140	110	129	98
	8 歳児	153	124	139	109	128
	9 歳児	152	152	123	138	108
	10 歳児	176	150	150	121	136
	11 歳児	158	175	149	149	121
	6-11 歳児合計	906	851	801	744	698
合計		1570	1506	1423	1363	1304

３　量の見込みと提供体制の確保

教育・保育の利用状況及び利用希望把握ニーズ調査の結果を踏まえ、ニーズに即した教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込みと確保の内容及び実施時期を設定します。

本町における教育・保育の運営形態は、第１期計画時のニーズ調査の結果や「子ども・子育て会議」で、認定こども園を望む意見が多かったことから、移行可能なすべての園を認定こども園に移行し、令和元年現在、認定こども園（幼稚園型）５園、認定こども園（保育園型）３園となっています。

へき地保育園においては、将来的な児童数の推移などの条件を勘案した上で運営形態を判断することとします。

また、地域型保育事業の拡充支援等を継続します。

＊確保の内容：量の見込みに対して、町で対応・提供できる事業の量

◇教育・保育施設の利用実績（単位：人　各年４月１日、令和元年度のみ（）は 10 月時点）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認定こども園-幼稚園型（私）	定員	140	135	135	135	135
	実績	138	128	143	140	131(151)
認定こども園-幼稚園型（公）	定員	225	185	185	185	185
	実績	114	101	106	87	88(82)
認定こども園-保育所型	定員	205	205	205	205	205
	実績	162	163	175	164	155(171)
へき地保育園	定員	230	230	230	230	230
	実績	108	87	56	46	55(65)
小規模保育施設「くるり」	定員	-	-	5	12	12
	実績	-	-	5	11	17(16)
合計	定員	800	755	760	767	767
	実績	522	479	485	448	446(485)

◇今後の利用定員　（単位：人　各年４月１日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
認定こども園-幼稚園型（私）	120	120	120	120	120
認定こども園-幼稚園型（公）	185	120	120	120	120
認定こども園-保育園型	205	200	200	200	200
へき地保育園	90	90	90	90	90
小規模保育施設「くるり」	12	12	12	12	12
家庭的保育施設「おひさま」※	5	5	5	5	5
合計	617	547	547	547	547

※　家庭的保育施設「おひさま」令和２年度新規開設予定

◇現状と課題

サービス提供区域を町内全域として設置していることから、総体として利用施設の定員は確保され、国の基準となる待機児童は発生していませんが、施設によっては利用希望が定員を上回ることが想定されます。

平成 29 年度には民間事業者による地域型保育事業が開設され、保育の受け皿が拡充されましたが、本町の女性就業率が全道平均よりも高水準であることなどから、とくに別海市街地区においてはニーズの過多により、令和元年 10 月現在、市街地区の施設利用率は 106%、市街地区以外の施設利用率は 69%となるなど、供給量（受入れ定員）が十分確保されていない状況もあり、その際には利用調整をすることとなるため、保護者が希望する施設を利用することができないケースも発生しています。

ニーズ調査結果から、乳児保育（０歳～２歳）の利用希望が一定数あるのに対し、乳児保育サービスは別海市街地区及び西春別駅前地区での提供となっており、保育の提供体制には地域格差が生じています。

また、新規就農者等農村部における課題や多様化する世帯の状況によりニーズが異なることも想定され、関係部署や関係団体等との課題共有も重要であると考えます。

児童数減少が見込まれるなか、既存施設や機能を最大限に活用し、機動力のある支援事業施策が求められます。

◇今後の取り組み

３歳未満児の入園施設に限りがある状況のなか、今後も利用調整への理解を図りながら待機児童を発生させないことを町の最優先事項として取り組みます。

また、課題とする地域格差を埋めるため、私立認定こども園、地域型保育施設事業者及び関係部署や関係団体等との課題共有、解決に向け協議を進めることとし、機動力のある民間活用を含め一時預かり事業の開始や、保育開始年齢の引き下げ等地域の実情に考慮した多様な教育・保育提供サービスのあり方を検討します。

なお、計画における量の見込みは、ニーズ調査結果の就学前児童保護者（母親）の就業希望率 73.3%（現在は 65.7%）、小学生保護者（母親）の就業率 79.4%を前提として算出するものです。就業率はいずれも、保育の受け皿を確保していくための指標として国が示した女性就業率８割に迫る割合となっており、今後も横ばいから増加となる見込みです。今後の児童数減少もあわせて見据えながら、地域の活力を最大限に発揮できるよう、民間事業者と協力し、子どもと保護者のニーズに応えていきます。

（１）１号認定（３歳以上、幼稚園機能を希望）

◇実施状況

単位：人　各年４月時点

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	250	278	271	※　170	※　170
	確保内容	334	313	307	304	304
実績値		226	195	162	148	136

※　中間年による見直し

◇量の見込みと確保内容

単位：人　各年４月時点見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	110	109	97	99	97
幼稚園機能希望	104	103	92	94	92
幼稚園機能+預かり希望	6	6	5	5	5
2　確保(定員)内容	229	166	166	166	166
別海くるみ幼稚園	15	15	15	15	15
別海愛光幼稚園	45	45	45	45	45
中西別幼稚園	35	16	16	16	16
上西春別幼稚園	60	40	40	40	40
野付幼稚園	55	34	34	34	34
別海保育園	6	3	3	3	3
上西春別保育園	3	3	3	3	3
中春別保育園	10	10	10	10	10
過不足(2-1)	119	57	69	67	69

◇現状と課題

認定こども園への移行及び幼児教育・保育の無償化開始に伴い、町全体としては、教育認定より保育認定希望が多い状況です。

◇今後の取り組み

教育認定の供給量・施設数の確保は十分な状況といえます。

（２）２号認定（３歳以上、保育園機能を希望）

◇実施状況

単位：人　各年４月時点

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	218	160	149	※　265	※　265
	確保内容	270	297	274	277	277
実績値		238	226	251	225	236

※　中間年による見直し

◇量の見込みと確保内容

単位：人　各年４月時点見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	230	228	204	207	204
保育園機能を希望	180	178	160	162	160
へき地保育園	50	50	44	45	44
2　確保(定員)内容	297	287	287	287	287
別海くるみ幼稚園	40	40	40	40	40
別海愛光幼稚園	20	20	20	20	20
中西別幼稚園	10	4	4	4	4
上西春別幼稚園	10	10	10	10	10
野付幼稚園	15	16	16	16	16
別海保育園	30	27	27	27	27
上西春別保育園	32	30	30	30	30
中春別保育園	50	50	50	50	50
認可外保育 へき地保育園	90	90	90	90	90
過不足(2-1)	67	59	83	80	83

◇現状と課題

平成 29 年度以降、保育ニーズが顕著な状況です。

認定こども園への移行により従来の幼稚園に保育機能が追加され、母親の就労を支える長時間保育が可能になったことや本町が独自に実施してきた保育料の軽減（国基準の半額）、国基準を上回る多子世帯軽減により、世帯の負担軽減を図り女性が就労しやすい環境が整ったことが要因と考えます。

幼児教育・保育無償化によりこの状況は継続されるものと見込んでいます。

◇今後の取り組み

児童減少を見据えた定員の管理に努めます。

今後も保護者の理解を図りながら、既存施設と連携し量の確保に努めます。

（３）３号認定（０歳）

◇実施状況

単位：人　各年４月時点

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	18	18	18	18	18
	確保内容	21	21	21	21	21
実績値		8	7	5	9	8

◇量の見込みと確保内容

単位：人　各年４月時点見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
１　量の見込み		9	9	9	9	9
２　確保(定員)内容		22	22	22	22	22
	別海保育園	15	12	12	12	12
	上西春別保育園	3	6	6	6	6
	小規模保育施設くるり	4	4	4	4	4
過不足(2-1)		13	13	13	13	13

◇現状と課題

０歳児においては、４月１日時点で入園要件を満たさない産後休暇や育児休業後の復職に伴う年度途中からの利用が増えている状況です。

また、各年度の年度末には、確保内容数に達しています。

◇今後の取り組み

定員を超えての利用が見込まれる場合は、定員の弾力化により柔軟な対応を検討します。

また、地域型保育事業拡充の支援を行います。

（４）３号認定（１・２歳）

◇実施状況

単位：人　各年４月時点

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	66	59	59	60	60
	確保内容	80	74	73	73	73
実績値		46	49	67	67	65

◇量の見込みと確保内容

単位：人　各年４月時点見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み		65	65	65	65	65
2　確保(定員)内容		69	72	72	72	72
	別海保育園	34	38	38	38	38
	上西春別保育園	22	21	21	21	21
	小規模保育施設「くるり」	8	8	8	8	8
	家庭的保育施設「おひさま」	5	5	5	5	5
過不足(2-1)		4	7	7	7	7

◇現状と課題

本町において、民間事業者による地域型保育施設（小規模保育や家庭的保育等）が３歳未満児の重要な受け皿となっています。また、それぞれの施設が連携施設（卒園後の受け皿を担う施設）を有しており、認定こども園へのスムーズな接続が可能となっています。

ニーズ調査結果からは、子どもが２歳になる頃（入園希望年齢 2.4 歳）からの教育・保育施設等への利用希望が高く、近年、別海市街地区において２歳児の入園希望数が多い状況から、保護者のニーズと実態が一致しています。

一方で、乳児保育の未提供地区への地域格差解消が課題となっています。

◇今後の取り組み

令和２年度には、民間事業者による家庭的保育施設が事業を開始する予定で、保育の受け皿が拡充されます。

今後も就業希望の増加等により、低年齢からの保育需要増が見込まれ、女性の就労を支えるうえでも、子育て環境の整備・充実は重要と考えます。

重要課題である地域格差解消に向け、民間事業者による地域型保育事業への参入や拡充、多様な主体の参入促進等、機動力のある民間事業者との協議を進めるなど、地域実情に考慮した多様な保育サービスの充実に努めます。

また、別海市街地区においては、増加する保育ニーズに対応するため利用調整を図りながら、供給量の確保に努めます。

４　教育・保育の質の向上

（１）教育・保育の一体的提供の推進

教育・保育の一体的な提供の推進においては、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。このため、本町では第１期計画中において、保育園と幼稚園両方の認可を持つ認定こども園への移行を推進し、就学前の教育・保育を一体的に提供できること、発達や学びの連続性を確保できるといった特徴から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図りました。

引き続き、認定こども園、へき地保育園と小学校との連携強化に努めます。

（２）教育・保育の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士など、子育て支援事業関係者の待遇改善が必要です。また、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが求められています。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供できる体制の充実を図ります。

①職員配置の充実と職場環境の改善

②職員の資質向上に向けた研修等の充実

（３）産後休暇後及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産後休暇・育児休業明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するなど利用しやすい環境の整備を図ります。

（４）特別な支援が必要な子どもへの対応

障がい及び発達に不安を抱える子どもに対して、その子の状態を踏まえ適切な支援を行うとともに、社会的養護が必要な子どもや海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、特別な配慮が必要な子どもに対し円滑に教育・保育が受けられるよう、関係機関が連携し、適切な対応に努めます。

5　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

（１）幼児教育・保育の無償化制度

令和元年 10 月 1 日より、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する３歳児から５歳児のクラスまでの子どもと、町民税非課税世帯の０歳児から２歳児クラスの子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。また、本町の独自施策である、国の制度を超えた第２子保育料半額、第３子以降保育料無償化についても、これまでに引き続き実施します。

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する子どもを対象に、子育てのための利用給付が創設されました。

①幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を利用する子ども

対象施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業
対象の子ども・対象の範囲	**3～5歳児クラス：すべての子どもの利用料を無償化** ・幼稚園は入園できる時期に合わせて、満3歳児クラス（3歳になった日から最初の3月 31 日までの子ども）から無償化の対象となります。 ・通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。ただし、年収が 360 万円未満相当世帯の子ども又は第3子以降の子どもは、給食のうち副食（おかず・おやつ）の費用が免除されます。 ・地域型保育事業、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。 ・0～2歳児クラス：住民税非課税世帯の利用料が無償化

※第2子以降の保育料軽減（本町独自事業）について

認定こども園等を利用する0～2歳児クラスの軽減については、国の制度を超え、引き続き実施します。

②幼稚園の預かり保育を利用する子ども

対象施設	幼稚園の預かり保育
対象の子ども・対象の範囲	**3～5歳児クラス** ・無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ・3歳児クラスから、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円まで範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。 ・満3歳児クラス（3歳になった日から最初の3月 31 日までの子ども）は、住民税非課税世帯のみを対象に最大月額 16,300 円までの範囲で預かり保育が無償化となります。 ・国の基準に適合し、対象事業として町の確認を受けたものに限ります。 ・通っている園が十分な預かり保育を実施していない場合（平日8時間以上又は、開所日数年間 200 日以上）などは、認可外保育などの利用料も対象になります。

③認可外保育施設等を利用する子ども

対象施設	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
対象の子ども・対象の範囲	**3～5歳児クラス：月額 37,000 円までの利用料が無償化** **0～2歳児クラス：住民税非課税世帯が対象、月額 42,000 円までの利用料が無償化** ・無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ・無償化の対象となる認可外保育施設は、道に届出を行い、対象事業として町の確認を受けたものに限ります。 ・保育所等（保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育事業）を利用できない場合に対象となります。 ・通園送迎費、食材料費、行事費などは無償化の対象外です。

（２）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化は償還払いとなりますので、利用料をいったん施設などにお支払いいただき、町への給付の申請を行うことで支払った額の全部または一部が還付されます。この給付の実施にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要に応じ給付方法について見直しを行います。

第５章　地域子ども・子育て支援事業について

１　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

本計画では、国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

なお、実施状況における実績数値の令和元年度については、10 月末現在数値を基に見込んでいます。

（１）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

地域の身近な場所において、乳幼児のいる子育て中の母親が、親子で気軽に交流できる場を提供し、親子あそびや育児相談、情報提供等を行う事業です。

◇現状と課題

本町では、「子育て支援センターはみんぐ」に拠点をおいて親子あそびや育児相談等の事業を実施しています。また、各地域（尾岱沼、西春別、上春別、本別海）に支援員が出向き、同様の事業を実施しています。

公民館事業である「乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）」事業も、本町の未就園児の親子の交流や体験学習等を通して、家庭での教育力向上の場としても成果を上げています。

一方で運営体制を充実し、事業を継続していくためには、「はみんぐ」と「すくすく」の連携も含めた事業方針の検討が課題となっています。

◇実施状況

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	300	300	290	280	280
	確保内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績値		3,055	4,300	4,431	4,859	4,800

計画値における量の見込みは親子の実人数

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	4,932	4,840	4,886	4,764	4,642
2　確保内容	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
過不足(2-1)	68	160	114	236	358
実施か所	1	1	1	1	1

【参考】すくすく学級参加者数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	2,258	2,379	2,494	2,741	1,726
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加見込み数	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞地域子育て支援事業を利用している保護者の割合は 50.0%（n=356）となりました。

引き続き、すべての子ども・子育て家庭への支援となるためには、日常生活の動線上に子育て支援の拠点があることが重要であるという方針のもと、子育て支援の場の活用による拠点の充実に努めます。また、保護者の育児ストレスの解消や乳児虐待の未然防止、早期発見など新たな課題やニーズへの対応にも資するよう機能の充実を図ります。

近年、核家族化が進み子育てに不安を感じる母親が増加傾向にあり、「乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）」での母親学習の場も重要な位置づけとなります。相互の強みを生かし、事業の効率化と更なる機能拡充を目的に事業を進めます。

（２）延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園等で保育を実施する事業です。

◇現状と課題

本町での事業実績はありません。

【各施設の開園時間】

・保育所型認定こども園（公立）　７時３０分　～　午後６時３０分
・幼稚園型認定こども園（私立）　８時００分　～　午後６時００分
・幼稚園型認定こども園（公立）　８時００分　～　午後５時００分

認定こども園等への移行により、各施設の通常の保育時間を延長したことがニーズ少数の要因と考えます。

◇実施状況

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保内容	0	0	0	0	0

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	0	0	0	0	0
2　確保内容	0	0	0	0	0
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞18 時以降の保育を希望する保護者の割合は 1.8%（n=278）となりました。

保育時間を超えた預かりが必要な場合には、ファミリー・サポート・センター事業を活用し保護者の支援に努めます。

計画期間中における本事業の実施予定はありません。

（３）一時預かり事業

①幼稚園型（認定こども園における在園児対象）

通常の教育時間後や長期休業期間中などに、希望する在園児（１号認定）を対象に保育を行う事業です。

◇現状と課題

全ての認定こども園において実施しています。

◇実施状況

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10,800	7,000	6,700	※　3,100	※　3,100
	確保内容	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
実績値		5,339	3,131	3,181	4,285	4,302

※　中間年による見直し

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み合計	4,523	4,523	4,182	4,182	4,182
2　確保内容	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
過不足(2-1)	477	477	818	818	818

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞認定こども園の預かり保育を利用している保護者の割合は 15.4%となりました。

引き続き、全ての認定こども園において実施し、量の見込みに対する供給量を確保する体制整備に努めます。

②一般型（未就園児等対象）

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

◇現状と課題

本町では、本事業の実施はありませんが、ファミリー・サポート・センター事業を活用し対応しています。

また、教育・保育施設等に入園するまでの間、繁忙期や母親のリフレッシュ目的のうえで、一時預かり事業は重要な保護者支援であると考えます。

◇実施状況

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	50	60	80	100	100
	確保内容	0	80	116	140	140
実績値				1	1	1

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み		658	651	618	616	602
2　確保内容		662	742	722	712	702
	別海くるみ幼稚園	458	458	458	458	458
	教育･保育施設 へき地保育園　　等	200	280	260	250	240
	ファミリー･サポート･センター	4	4	4	4	4
過不足(2-1)		4	91	104	96	100

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞一時預かり保育を利用したい割合は 54.0%（n=356）となり、ニーズが見込まれる事業です。

認定こども園別海くるみ幼稚園（私）で令和２年度から事業開始を予定しています。

今後、各認定こども園やへき地保育園等での実施を検討し、地域の保護者支援となるよう体制整備に努めます。

また、ファミリー・サポート・センター事業を活用した対応についても継続実施します。

（４）ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援活動支援事業）

子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、送迎に特化したお手伝いをしたい人（準協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が会員登録し、子育てのサポートを提供する相互援助活動について、連絡調整を行い、子育て支援を行う事業です。

◇現状と課題

制度の認知と事業拡充により利用者が増加傾向にあります。

本町の基本理念である人と人のふれあいを大切にし、地域で子育て支援を図るうえでも、重要な事業であると考えます。

◇実施状況

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	5	5	4	4	4
	確保内容	0	3	4	4	4
実績値		未実施	開設準備	2	12	30

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	12	12	12	12	12
2　確保内容	30	30	30	30	30
過不足(2-1)	18	18	18	18	18

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞ファミリー・サポート・センター事業を利用したい割合は 5.6％（n=356）となり、本事業へのニーズはそれほど高くはありませんが、少年団活動や各種習い事など、送迎サポートのニーズがうかがえます。

子育ての支援が必要となったときの子育て世帯が利用しやすい体制整備と、さらなる事業内容の周知に努めます。

また、事業をより充実したものとするため、会員養成講座を開催し、会員数の増加を促進します。

（５）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等において養育や保護を行う事業です。また、トワイライトステイは仕事やその他の理由により平日の夜や休日不在の場合が対象となる事業です。

◇現状と課題

どちらの事業もこれまで本町では実施していません。

◇実施状況

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	0	0	0	0	0
2　確保内容	0	0	0	0	0
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞利用希望はありませんでした。

利用希望があった場合は、町外施設等により対応することとします。ニーズによってはファミリー・サポート・センター事業による対応が可能となる場合も考えられます。

（６）病児保育事業

病児期、病気回復期のために保育園や学校等で集団生活が困難な期間において、その子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で、看護師等が一時的に預かる事業です。

◇現状と課題

専用施設の整備や人員の確保等の課題により、事業実施には至っていません。

また、ファミリー・サポート・センター事業における支援についても、体制整備が整わず受け入れが困難な状況です。

ひとり親家庭には、子育てと就労の両立のうえでも特に必要な支援事業と考えます。

◇実施状況

単位：延べ人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保内容	0	0	10	10	10
実績値		0	0	0	0	0

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	121	124	117	117	114
2　確保内容	0	0	117	117	114
過不足(2-1)	-121	-124	0	0	0

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞病児保育事業を利用したい割合は 24.1%（n=191）となり、ニーズが見込まれます。

一定数の利用が見込まれることから、感染に配慮した病児の受け入れ施設や保育支援できる人員等の確保について、今後も医療機関等との協議を重ね事業の早期実施を図ります。

（７）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（１～６年生）に対し、授業の終了後や長期休業期間に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

◇現状と課題

本町では、３地区（別海市街地地区、西春別地区、中春別地区）に放課後児童クラブを設置し事業を実施しています。

一方で、実施地区以外は子どもの居場所（事業）がないのが課題となっています。

◇実施状況

単位：登録人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	191	197	193	178	166
	確保内容	200	200	200	200	200
実績値		183	181	197	170	185

◇量の見込みと確保内容

単位：登録人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み		190	173	169	150	137
	1 年	66	51	61	46	50
	2 年	47	53	41	49	37
	3 年	38	31	34	24	26
	4 年	18	18	15	15	12
	5 年	12	10	10	9	7
	6 年	9	10	8	7	5
2 確保内容		160	160	160	160	160
	別海市街地区	80	80	80	80	80
	西春別地区	40	40	40	40	40
	中春別地区	40	40	40	40	40
過不足(2-1)		-30	-13	-9	10	23

◇今後の取り組み

＜ニーズ調査結果＞野付小学校区及び上春別小学校区においてニーズがあります。

放課後児童クラブに限らず子どもの居場所づくりの必要性がありますが、スクールバスでの下校状況などから、子どもの送迎が新たな保護者負担となることが懸念されます。子どもの居場所づくりに関係する機関（学校、地域、教育委員会、福祉）と課題を共有し協議・検討を進めます。

ニーズがある小学校区においては、余裕教室や公共施設等を利用した柔軟な対応や整備を検討していくとともに、事業の受け皿となる団体等に支援を継続します。

なお、登録人数に対し利用者数率を 80%と見込んだ確保内容としています。

（８）利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。

◇現状と課題

本町での事業実績はありません。

現在は、妊産婦・乳幼児を対象に母子健康センターや保健センターにおいて、育児や栄養、母乳の相談等を行い妊娠期からの支援を行っています。また、福祉課において、教育・保育施設等の利用に関する相談に応じています。

◇実施状況

単位：実施個所

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	実施予定(か所)	1	1	1	1	1
実績値		0	0	0	0	0

◇量の見込みと確保内容

単位：実施個所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所	0	1	1	1	1

◇今後の取り組み

すべての子どもと子育て家庭に対する窓口として、子育てに関わる全ての機関において、それぞれの役割を継続します。

相談先がより身近となるよう『子育て世代包括支援センター』の設置に取り組み、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援体制を整備します。

（９）妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

◇現状と課題

本町では受診券交付を前期、中期、後期の３回に分けて面接交付しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の機能強化を図っています。

本事業による医学的な検査により、母体、胎児の健康状態の把握が可能となり、また超音波検査から胎児の状態がわかり、面談を通じ出産に関する助言を行うことで母の不安解消を図っています。

◇実施状況

単位：実人数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	134	130	126	121	117
	確保内容	134	130	126	121	117
実績値		131	123	111	105	100

◇量の見込みと確保内容

単位：実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	99	97	94	92	92
2　確保の内容	99	97	94	92	92
過不足(2-1)	0	0	0	0	0
延べ健診回数(14 回)	1386	1358	1316	1288	1260

＊量の見込みはニーズ調査によらない

◇今後の取り組み

すべての妊婦が、経済的な理由から必要な時期に健診を受診しないまま、出産に至ることのないよう、標準的な健診回数（14 回）の公費負担を継続していきます。

また、本町では母子健康センター助産師が母子健康手帳交付時や健診受診券を３回に分けて交付する中で妊婦との面談を実施し、妊婦の生活状況、健康状態を把握し心身のケアを行うなど妊娠早期からの手厚い支援体制が本町の大きな強みとなる妊婦サポートを継続していきます。

（１０）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う事業です。

支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立を防ぐことを目的としています。

◇現状と課題

保健センター保健師が生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、面談を通し育児等に関する産後の母のさまざまな不安、悩みの解消等相談支援を行っています。

また、養育環境や母子の状況を把握し、必要時において早い段階で次の支援につなげていくためにも重要な事業です。

◇実施状況

単位：実件数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	134	130	126	121	117
	確保内容	134	130	126	121	117
実績値		140	102	120	93	90

◇量の見込みと確保内容

単位：実件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	88	86	83	82	80
2　確保内容	88	86	83	82	80
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

＊量の見込みはニーズ調査によらない

◇今後の取り組み

乳児家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児家庭の孤立を防ぎ、養育支援訪問事業とあわせ子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の一環として、引き続き現状の体制を継続し母子の支援に努めます。

（１１）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◇現状と課題

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健法に基づく訪問事業と連携し、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育力向上に寄与しています。本事業の実施により、支援の必要な家庭への対応が可能となり、児童虐待の発生予防に大きな効果があると考えます。

現在は、保健センター保健師や母子健康センター助産師が主な役割を担っています。

◇実施状況

単位：実件数

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	30	30	30	※　50	※　50
	確保内容	30	30	30	50	50
実績値		—	44	23	27	12

※　中間年による見直し

◇量の見込みと確保内容

単位：実件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	30	30	30	30	30
2　確保内容	30	30	30	30	30
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

＊量の見込みはニーズ調査によらない

◇今後の取り組み

本町ではこれまで、母子保健法に基づく訪問事業を核とし、養育支援が必要な児童や家庭について保健師が中心となり相談支援に努めてきました。また、別海町要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を相互に連携させ児童虐待の発生予防に取り組んできました。引き続き、現状の体制を維持し支援に努めます。

（１２）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

妊婦健診事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・養育支援訪問事業を相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のため連携を図る事業です。

◇現状と課題

各種事業を関連させながら、児童の虐待未然防止に取り組んでいます。

各種事業の果たす役割により、発生予防に努めます。

◇実施状況

単位：実施個所

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1	1	1	1	1

◇量の見込みと確保内容

単位：実施個所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所	1	1	1	1	1

◇今後の取り組み

要保護児童対策地域協議会を構成する児童福祉、母子保健及び学校教育の各担当部局並びに民生委員児童委員協議会、警察、児童相談所及び保健所など関係機関との連携を強化し、未然防止・早期発見と早期対応を行います。

（１３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

（世帯の所得の状況等に勘案して教材購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

町が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費などは、実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。

この実費徴収に対して保護者の負担軽減を図るため、所得状況等を勘案して助成を行う事業です。

◇現状と課題

本町ではこれまでも、国基準が生活保護世帯を対象としているのに対し、住民税非課税世帯まで対象者を拡充し実施しています。

◇実施状況

単位：延べ件数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
—	44	23	27	56

◇量の見込みと確保内容

単位：延べ件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1　量の見込み	30	30	30	30	30
2　確保内容	30	30	30	30	30
過不足(2-1)	0	0	0	0	0

＊量の見込みはニーズ調査によらない

◇今後の取り組み

低所得者世帯の経済的負担を軽減し、児童が等しく教育・保育等を受ける機会を確保します。

（１４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（巡回事業）

②多様な主体の参入促進事業（特別支援）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するために、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図る事業です。

◇実施状況

本町での事業実績はありません。

◇今後の取り組み

特定教育・保育施設等の入所状況等を勘案しながら、良質な民間業者の参入促進を検討するとともに、新たに運営を開始する事業者に対し、相談等の支援を行います。

２　地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の基本的考え方を踏まえつつ、本町における相互の連携や認定こども園と小学校との連携を推進します。

また、教育・保育事業同様、計画期間において見込まれる全体的な児童人口の減少と資源供給の確保のあり方について、地域の実情や人材の確保といった課題を勘案し、関係機関及び民間事業者と協力し、ニーズに応えていきます。

■年齢別・ステージ別の取り組み

支援を必要とするすべての家庭が利用できることを目指し、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援に取り組み、町の実情に合わせた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

	妊娠	出産～乳幼児期		就学前	就学後	
		出産～新生児期	0～2歳	3～5歳	6歳～（小学生）	中学生
申請	母子健康手帳	出生届				
健康診査	妊婦健康診査受診券等	産婦健康診査	4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査		
各種手当		児童手当 障害児福祉手当				
助成	福祉牛乳	こども医療費助成 新生児聴覚検査	福祉牛乳		就学援助	
訪問	養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問				
教室	マタニティクラス	インファント・マッサージ教室	離乳食教室 1歳3か月歯磨き教室			
地域の遊び場		認定こども園等での園開放 地域子育て支援拠点（子育て支援センターはみんぐ） 乳幼児母親家庭教育学級（公民館すくすく学級）	児童館			
相談	育児相談・健康相談 不妊相談 電話相談	産後ケア事業 産婦相談	母乳育児支援 乳幼児相談（6か月・9か月・1～2歳）	5歳児相談		
教育・保育	産前産後の保育	ファミリー・サポート・センター	認定こども園（3号認定） 小規模・家庭的保育 認定こども園、学校給食での食育・地産地消	認定こども園（1号認定・2号認定） へき地保育園 一時預かり	放課後児童クラブ サマー・ウィンタースクール、こどもまつり	性教育

次世代育成支援行動計画

第６章　次世代育成支援行動計画の継続について

１　目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、別海町においてこれまで取り組んできた「別海町次世代育成支援行動計画」を引き継ぎ、子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を推進します。

２　重点的取り組み・社会的な支援が必要な家庭への取り組みについて

家庭の多様化に伴い、課題も個別化していますが、すべての子どもたちが心身ともに健やかに学び、育っていく上で、ひとり親や障がいのあること、貧困といった環境が成長の妨げになることがないよう、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要です。

また、経済的な困難を和らげる支援だけではなく、相互理解を促進し、自然な助け合いの精神を発揮できるような土壌の醸成を推進するため、次世代育成支援行動計画の重点項目を以下のとおりとします。

【重点項目１】児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、関係機関のネットワーク強化を図り、児童虐待に関する相談の充実、虐待の発生予防・早期発見、早期対応に努めます。

【重点項目２】ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないというような子育ての悩みや、経済力の弱さが多くみられる傾向にあることを考慮し、サービスや支援制度に関する情報提供と利用支援に努めます。

【重点項目３】障がい児施策の充実

子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもへの機能訓練福祉サービスの充実を図ります。

また、これらに加え、子どもの貧困問題に対する「子どもの未来を応援する取り組みの推進」によって、本町でも、さまざまな課題を持つ家庭に対し、それぞれに必要な支援が行き届くようきめ細かな支援を推進します。

３　施策の取り組み状況

【目標１】　地域における子育て支援とワーク・ライフ・バランスの推進

◇施策展開の基本方針

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種保育サービスの充実と多様化や経済的支援を進め、子育て中の親たちがさまざまな年代の子育て経験のある人々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の人々も参加した子育て支援体制を構築します。

こうした中で、女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育てを両立させながら働くことができるよう、職場環境の改善を促進するとともに、女性も男性も意識を変革し、従来までの働き方や家庭内の役割分担が見直せるよう意識の啓発に努めます。

◇課題

本町は、待機児童の発生はみられないものの、児童人口の減少や多様化する保育サービスに対する保育体制の整備や質の向上が課題となっています。また、わが国全体として、核家族化の進展や労働環境の変化などにより、子育てに対する不安を抱えやすい状況にあります。

こうした課題に、本町は、親子が交流し合えるような機会や地域のネットワークやコミュニケーションを深める機会を提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発によって対応していきます。

（１）地域における子育て支援サービスの充実

働きながら子どもを育てる家庭や専業主婦家庭、ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

また、家庭教育支援の充実を図ります。

主要施策	主な事業	担当課
地域における子育て支援の充実	○地域こども・子育て支援各種事業 ○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○放課後児童健全育成事業	福祉課

新・放課後子ども総合プラン

◇現状と課題

国においては「新・放課後子ども総合プラン」（令和元年度～5 年度）を策定しており、特に都市部において課題とされる放課後児童クラブの待機児童を令和 3 年度末までに解消すること、それに向けた放課後子ども教室（※）の実施、また令和５年度末までに女性就業率 8 割を想定した受け皿の確保を図ること等を求められています。

現在、本町においては放課後児童クラブ（学童保育所）の待機児童は発生していなく、放課後に使用していない特別教室等を活用した放課後子ども教室も実施していません。

※放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。

	現　状（令和元年）
放課後児童クラブ(学童保育所)実施数	3 か所
放課後子ども教室(整備)数	0 か所
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型実施数	0 か所

◇今後の取り組み

放課後児童クラブにおいては、引き続き、安心して過ごすことができる子どもの居場所として推進します。

また、放課後児童クラブ実施地区以外では、放課後の子どもの居場所についてのニーズがあり、柔軟な提供方法について検討します。

引き続き、実施主体である教育委員会や各種関係機関と連携し、保護者のニーズや地域の状況などを勘案し、必要に応じて対応します。

（２）保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備を図ります。

児童の健やかな成長を促す明るくあたたかい家庭環境・地域環境づくりを進めるため、保育機能を充実するとともに、家庭・地域・学校など関係機関の連携のもと、児童の健全な育成を図る施策の推進に努めます。また、母子・父子家庭が安心して生活できるよう、児童や保護者に対する相談指導体制の充実を図るとともに自立援護対策の推進に努めます。

また、「保育所保育指針（平成 30 年３月 28 日：厚生労働省告示第 141 号）」に定められる事項について、その趣旨に沿った保育の実現に努めます。

（３）子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう情報提供を行います。

主要施策	主な事業	担当課
地域における子育て支援の充実	○子育て支援センターはみんぐ ○乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級） ○園解放事業	福祉課 公民館 認定こども園等

（４）児童の健全育成

児童数の減少は、遊びを通しての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる機会や居場所づくりを進めます。

主要施策	主な事業	担当課
青少年の体験・交流活動促進による生きる力と社会性の養成	○子ども会リーダーの集い ○こどもまつり ○体験学習事業（自然・文化・スポーツ等） ○職場体験、見学学習の受け入れ ○サマー・ウィンタースクール	生涯学習課 公民館・子ども会 公民館等 図書館 郷土資料館
青少年団体の育成	○社会教育団体への支援と育成事業 ○少年少女下の句かるた大会支援	生涯学習課 公民館・子ども会
異世代交流事業	○親子フェスタ、クリスマス子どもの集い ○アドベンチャースクール等	公民館 公民館

（５）ワーク・ライフ・バランスの推進

性別を問わず、すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれた多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要です。

このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、関係団体等と連携を図ります。

【目標２】　保護者ならびに子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

◇施策展開の基本方針

妊娠・出産から乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくために、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、それぞれの実情に合わせた最適な支援に総合的に取り組みます。

また、家庭、学校、地域などが行うさまざまな学習の機会や人々との交流を通して、子ども一人ひとりが個性を伸ばし、豊かな人間性を育んでいけるよう機会を提供します。

◇課題

妊娠期から産後・育児期のストレスによるうつなどに対し、早期発見・予防に取り組むことが重要とされています。このため、本町では、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査をはじめ、妊婦期から悩みや不安を相談できる環境整備を推進しています。

また、本町ではとくに、健全な食生活が健康を維持するだけでなく、団らんといったコミュニケーションの機会でもあることから、子どもの健やかな成長の基本になると考え、平成30 年に「別海町食育・地産地消推進計画」を策定しています。

こうした健診事業や親子食育事業、学校教育の充実により、現在から将来にわたって心身ともに健全な青少年を育成するような支援を進めます。

（１）子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

主要施策	主な事業	担当課
総合的な健康づくりの推進	○「健康べつかい２１」に基づく肥満予防、運動習慣の推進 ○生活習慣病予防等	保健課・各認定こども園・小中学校
各種健（検）診の充実	○妊婦健診 ○乳幼児健診 ○新生児聴覚検査助成事業	母子健康センター・保健課 母子健康センター
母子保健の充実	○妊婦・乳幼児支援関連事業 ○産後ケア事業	母子健康センター・保健課 母子健康センター

（２）食育の推進

別海町の健康問題である肥満・生活習慣病予防ならびに、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせにみられるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状を考慮し、乳幼児からの正しい食事の取り方や望ましい食習慣の定着および食を通じた豊かな人間形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとするさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みを進めます。

主要施策	主な事業	担当課
食育・地産地消推進計画の推進	○認定こども園、小中学校での食育の推進 ○母子保健活動での食育の推進	農政課・福祉課 保健課・学務課
学校給食等の充実	○認定こども園や学校給食等での地産品の使用	各認定こども園・学校給食センター

（３）子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実

次代の担い手である子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備に努めることが必要です。子どもたちが生涯にわたり実社会を主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ関心・意欲・態度・思考力、判断力、表現力、問題解決能力等「生きる力」の知の側面といわれる、「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。

主要施策	主な事業	担当課
学校教育の充実	○児童・生徒の生き抜く力向上につながる事業 ○ALT による外国語授業の充実事業	学務課
学校と地域の連携	○別海型コミュニティ・スクール推進事業	学務課
心の問題への対応	○子どものいじめ防止 ○いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応 ○教育支援センター「ふれあいるーむ」の体制強化	学務課

（４）小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に取り組みます。

主要施策	主な事業	担当課
こども医療費の助成	○中学生までのこどもの医療費を無償化	町民課

【目標３】　社会的な支援が必要な家庭への取り組み

◇施策展開の基本方針

社会全体における少子高齢化や世帯構造、経済状況といった環境が大きく変化する中で、子どもが自分の可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、わが国全体の重要な課題となっています。また、子どもが犠牲となる児童虐待や貧困といった課題への取り組みが求められます。さまざまな課題を抱える家庭の子どもが、生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できるための支援に取り組みます。

◇課題

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあり、社会的に喫緊の課題となっています。虐待の発生予防や早期発見、早期対応のため、妊娠期から相談できる体制づくりや関係機関の連携、情報共有を図ります。

また、孤立し課題を抱えやすいひとり親への支援や、障がいのある子どももない子どもも共に個性が認められ、地域の中でいきいき暮らせる支援、子どもの貧困につながるリスクや原因を取り除くための支援など、さまざまな課題にきめこまかに対応できる体制づくりを推進します。

（１）児童虐待防止対策の充実【重点項目１】

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに到るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制整備に努めます。

主要施策	主な事業	担当課
児童虐待防止対応の推進	❍要保護児童対策地域協議会 ┌ 代表者会議 │ 実務者会議 └ 個別ケース検討会議	福祉課・保健課・母子健康センター・学務課
相談、援助体制の充実	○妊婦・乳幼児支援関連事業 ○各種相談事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業	福祉課・保健課・母子健康センター・学務課

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進【重点項目２】

離婚の増加等によりひとり親家庭等が急増している中で、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

主要施策	主な事業	担当課
医療費の助成	○ひとり親家庭等医療費助成事業	町民課
児童扶養手当（国）	○児童扶養手当の支給	福祉課

（３）障がい児施策の充実【重点項目３】

障がいの要因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携を図り、就学支援を含めた教育支援体制の整備等一貫した相互的な取り組みを推進するとともに、保護者に対する育児相談の推進等、家庭への支援も合わせて行います。

主要施策	主な事業	担当課
障害児支援の総合的推進	○子ども発達支援専門職巡回事業	福祉課
教育・療育の充実	○子ども発達支援センター事業 ○児童デイサービスセンター事業	福祉課
広報・啓発活動等の推進	○理解促進研修会の開催	福祉課

（４）子どもの未来を応援する取り組みの推進

国においては、平成 21 年の子どもの貧困率が 15.7%と、平成 22 年ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）加盟 34 か国で 10 番目に高い水準であったことなどを背景として、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困の連鎖によって、子どもの将来が閉ざされることがないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」、「子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年８月閣議決定）」等において、多様な学習体験の機会や多世代交流を提供する①教育に関する支援、健全で規則正しい生活や食生活を維持するための②生活に関する支援、安定した生活基盤や経済的自立に向けた③保護者に対する就労・経済支援を中心に、支援体制の整備が求められてきました。

また、令和元年には子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が成立し、子どもの現在の状況をきめ細かに把握し、支援するという方向性を打ち出し、子どもの貧困対策の強化を目指しています。

貧困の定義は、さまざまな指標があり、現在、日本では所得を基準にしていますが、ヨーロッパなどでは物質的剥奪（三食の食事や学習必需品など、子どもが必要とする物や生活が与えられないこと）を貧困と捉える考え方もあります。

本町でも、同様の取り組みを充実させ、子どもの貧困問題を経済面だけでとらえるのではなく、成長過程にも焦点をあて、相談支援体制を充実させ総合的に推進していきます。

＊貧困率：等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない世帯員の割合

【参考】「子供の貧困対策に関する大綱」のポイント

目的	・現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す。 ・子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施する。
基本的方針	① 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援をする。 ② 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮をする。 ③ 地方公共団体による取り組みを充実する。

子どもの未来を応援する支援の推進

◇内容

厚生労働省によれば、日本の子どもの貧困率は 13.9%（平成 27 年）で、17 歳以下の子どもの約 7 人に 1 人が経済的に困難な状況にあるといわれています。このような環境は経済的困窮だけでなく、学習意欲の低下や自己肯定の欠如といった影響を及ぼし、社会の担い手となる子どもの健やかな成長を妨げ、社会的な損失に繋がるといわれています。

このため、貧困問題においては、健康・孤立など子どもの育つ環境全般にわたる複合的な課題ととらえ、貧困リスクの低減に取り組むことで、すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指します。

子どもの未来を応援する支援の推進

◇現状と課題

本町では令和元年度に実施したニーズ調査で、「生活困難」の指標として「子どもの多様な体験」についての質問を設け、現状について調査しました。

「特にない」が約６割となっていますが、中学生までの医療費が無料の本町において、「医療機関を受診する」が 1.4%となっています。

◎この1年間に、経済的な理由で断念したり、子どもに我慢させたりしたことはありましたか。

		人数	%
1	新しい服や靴を購入する	62	14.5
2	習い事や学習塾に通う	45	10.5
3	誕生日を祝う	7	1.6
4	家族旅行に行く	120	28.0
5	プレゼントやお年玉をあげる	28	6.5
6	祭りやイベントに参加する	19	4.4
7	友人等と外出や外食をする	79	18.5
8	医療機関を受診する	6	1.4
9	その他	7	1.6
10	特にない	243	56.8
	無回答	12	2.8
	全体	428	

◇今後の取り組み

本町では、以下の取り組みをもって、子どもの未来を応援する支援対策とし、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえながら、各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に対応していきます。

① 教育に関する支援
- 乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）
- 放課後児童健全育成事業
- 体験学習事業（各種文化・スポーツ事業）
- 青少年の体験、交流活動促進による生きる力と社会性の養成
- 別海型コミュニティ・スクール推進事業　等

②生活に関する支援
- 認定こども園、小中学校での食育や地産地消の推進
- 各種健（検）診や母子保健事業　等

③保護者に対する就労・経済支援
- 中学生までのこどもの医療費を無償化
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 児童扶養手当の支給　等

【目標４】　子育ての生活環境の整備

■施策展開の基本方針

子どもからお年寄り、障がいをもつ方、子ども連れの方、全ての人にとって安全で快適であるよう配慮して、道路や施設、公園等の整備・充実をさらに推進するとともに、子どもが安心して伸び伸び成長できるよう、子育て家庭がゆとりをもった日常生活を営めるよう支援します。

また、次代を担う子どもの生命を守るために、交通安全や防犯という視点に立ってのまちづくりや、地域の人々と行政、関係機関が一体となって、犯罪や交通事故の防止に取り組みます。

■課題

子どもが安全に通園・通学すること、また子育て家庭が安心して外出できる環境づくりは、子どもの育成にとって重要な視点です。

全国的に子どもを狙った犯罪や、通学時の子どもが被害にあう事故が多発する中で不安や懸念が高まっていますが、保護者や地域の大人による見守りや防犯体制を充実させるとともに、子ども自身の防犯意識も高めていく必要があります。

本町でも、こうした課題に対し、児童生徒等が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図る「別海町通学路交通安全プログラム」等の取り組みにより、子どもを危険から守るため、警察、保育園、幼稚園等学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図ります。

（１）良質な生活環境の確保

子育て世帯の生活環境の整備、公園等子どもの安全な遊び場の整備、地域の環境美化等に努め、子育てに配慮した妊産婦や子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを推進します。

主要施策	主な事業	担当課
公園の整備	○町立公園・児童遊園地の整備	水産みどり課・福祉課

（２）安心・安全な道路交通環境の整備

安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、歩道の整備を推進します。子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園等学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

主要施策	主な事業	担当課
キッズゾーンの設定	○キッズゾーンの安全対策の推進	管理課・防災交通課・福祉課・学務課

（３）子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施し、学校付近や通学路においてＰＴＡ等の学校関係者や関係機関・団体と連携したパトロール活動や、防犯ボランティア活動の支援を推進します。

また、今後ネット犯罪から子ども達を守るためにも、学校・家庭・地域と連携した生活習慣改善とメディアコントロールが重要となってきます。

主要施策	主な事業	担当課
交通安全意識の高揚	○交通安全教室	防災交通課
生活習慣改善事業	○「早寝・早起き・朝ご飯・テレビを止めて外遊び」のスローガンの啓発活動	教育委員会
メディアコントロール事業	○メディアコントロールの促進	生涯学習課

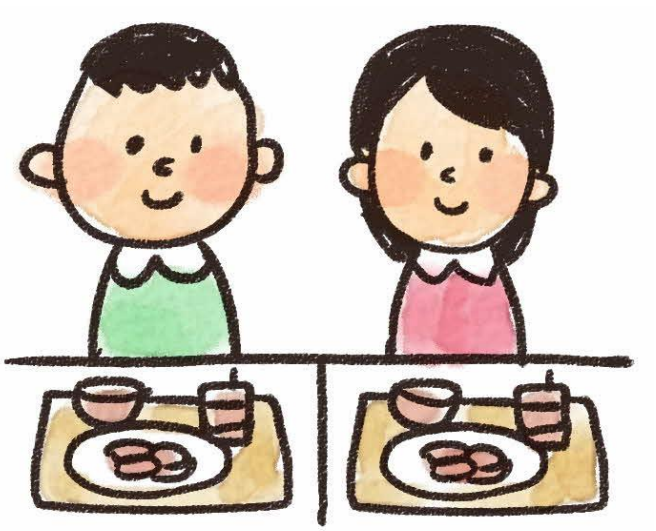

第７章　計画の推進体制

１　関係機関等との連携

本町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全町をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

計画の推進にあたっては、すべての町民が子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、町民の理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

２　進行管理

計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「別海町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行ってきました。本会議は子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査審議する場に位置付けられています。そのため、計画策定後も、計画における実施状況や評価については、「別海町子ども・子育て会議」で審議を行っていきます。

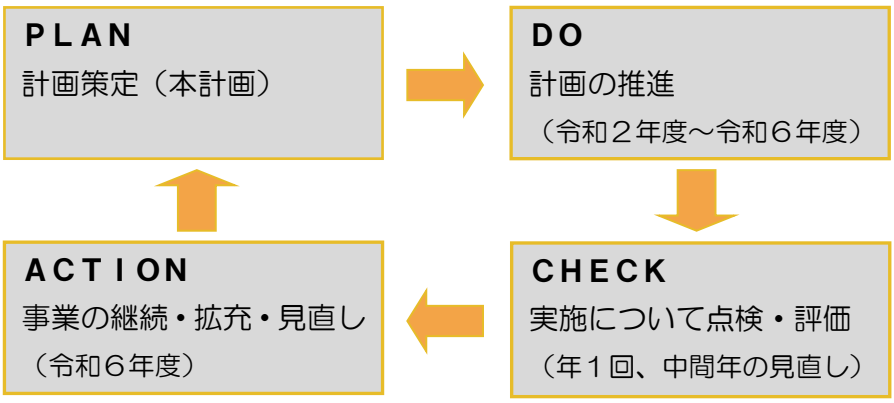

※ＰＤＣＡサイクル：政策の策定から見直しまでを一貫し、円滑に進めるための手法の一つで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の４段階を繰り返すことにより、政策実行を継続的に改善し、次期の政策策定等へ反映させる。

資料編

１．計画策定組織について

別海町子ども・子育て会議委員

任期：令和元年９月１日　～　令和３年８月31日

役職	委員氏名	選出団体等
会長	加藤　泰和	別海町幼児教育研究協議会　会長　　別海くるみ幼稚園長
副会長	尾上　千津子	民生委員児童委員協議会　主任児童委員
委員	森野　志保	別海町保育園運営委員会　委員
	森重　直治	別海町保育園運営委員会　委員
	菅野　笑子	別海町保育園関係　上西春別保育園長
	菅野　朋美	〃　　へき地保育園保護者
	亀井　彰美	児童館関係　児童館館長
	木村　洋平	別海町児童館運営委員会　委員
	磯田　佑平	別海町幼稚園関係　　別海くるみ幼稚園保護者
	池田　卓也	教育関係者　教育委員会　学務課主幹
	石川　誠	〃　　教育委員会　次長（生涯学習課長）
	干場　富夫	保健関係者　保健課長

※　順不同、敬称略

2．用語集

あ行	
預かり保育	幼稚園等において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う事業。地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業にあたる。
M 字カーブ	女性の就業率について、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する傾向。
か行	
学童保育所（放課後児童クラブ）	日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業を行う場。
教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園の総称。
教育・保育提供区域	子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当。（たとえば、合計特殊出生率が 1.5 であれば、15～49 歳の女性が生涯で 1.5 人の子どもを産む状況。）
子育て安心プラン	待機児童を解消するために必要な予算を確保した上で、令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性の就業率 80%に対応できるの受け皿を整備するプラン。
子育て支援センター	就学前児童を対象に、無料開放されている遊び場。保護者の相談や交流の場としての機能も持つ。
子育て世代包括支援センター	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、関係機関との連絡調整を行い、健康の保持及び増進に関する包括的な支援をするもの。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で定める合議制の機関（設置は努力義務）。
子ども・子育て関連 3 法	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）と総称して、子ども・子育て関連 3 法といい、子ども・子育て支援新制度について規定している。
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度。

コーホート変化率法	過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正９年から５年毎に 10 月１日を基準日に実施する国の最も基本的な統計調査。
さ行	
産後ケア	不安になりがちな出産後の女性の心身の健康をサポートする事業。
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 15 年７月に成立し、平成 17 年４月から平成 27 年３月までの 10 年間の時限立法。平成 26 年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を令和７年３月 31 日まで 10 年間延長された。
児童虐待	保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うこと。
児童手当	家庭生活の安定と子どもの健全育成及び資質の向上を目的に、中学校修了前の児童を養育している家庭に支給される。
新・放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小１の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するもの。（平成 30 年９月 14 日公表）
た行	
地域型保育給付	子ども・子育て関連３法に基づく、小規模保育等の地域型保育への給付。
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。市町村が認可を行う。
地域子ども・子育て支援事業	教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業。子ども・子育て支援法により 13 事業が定められている。
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のこと。
な行	
ニッポン一億総活躍プラン	少子高齢化に対し、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目指すもの。（平成 28 年６月２日閣議決定）
認可外保育施設	保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設。
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ教育・保育施設で、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できる等の特徴がある。

は行	
貧困率	等価可処分所得（世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値）の中央値の半分に満たない世帯員の割合
保育園（所）	保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される施設。
放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
や行	
幼稚園	学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満３歳～５歳の子どもを対象とする施設。
幼児教育・保育の無償化	令和元年 10 月 1 日より導入された３～５歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度。
要保護児童対策協議会	要保護児童等（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。
ら行	
療育	「治療」と「教育」の造語であり、どのような障がいや程度であっても、その障がいと共存しながら、障がいを乗り越えて自立した生活を営めるよう支援すること。
量の見込み	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、「どのくらいの需要があるのか」というニーズの量をアンケート調査や実績から算出したもの。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、老若男女だれもが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動において、自ら選択するバランスで展開できること。